

第三十四号様式その三を次のように改める。

第34号様式その3 (第22条関係)

様

印

福岡県 県税事務所長

督促状

年 月 日

年 度	調 定 事 由	管 理 番 号
実 績 年 月		本 書 作 成 日
		年 月 日

法人県民税	税 額	01	円
		02	円
	延 滞 金	03	円
	計	04	円
法人事業税・地方法人特別税	税 額	05	円
		06	円
		07	円
		08	円
	延 滞 金	09	円
	過少申告加算金	10	円
	不申告加算金	11	円
	重 加 算 金	12	円
	計	13	円
	合 計	14	円

納期限 年 月 日

地方税法第66条及び第72条の66により督促しますので、上記の金額を同封の納付書で納付してください。

- 1 滞納処分

この督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、財産差押えの処分を受けることとなります。
- 2 教示
 - (1) この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。
 - (2) この処分の取消しの訴えは、上記2(1)の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 ただし、次の①から③までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 ① 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- 3 その他

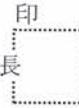
上記の金額は作成日現在の滞納額です。
 この税金についてご不明点があるときは県税事務所にお問い合わせください。
 既に納められている場合は、行き違いですのであしからずご了承ください。

第三十四号様式その四の次に次の一様式を加える。

第34号様式その5 (第22条関係)

様

福岡県 県税事務所長



督促状

年 月 日

税 目		
年 度	調 定 事 由	課 税 番 号
実 績 年 月	本 書 作 成 日	
	年 月 日	
税 額		円
延 滞 金		円
過 少 申 告 加 算 金		円
不 申 告 加 算 金		円
重 加 算 金		円
合 計		円
納期限	年 月 日	

地方税法第 条により督促しますので、上記の金額を同封の納付書で納付してください。

- 1 滞納処分
この督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、財産差押えの処分を受けることになります。
- 2 教示
(1) この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
(2) この処分の取消しの訴えは、上記2(1)の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の①から③までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
① 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
② 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
(3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- 3 その他
上記の金額は作成日現在の滞納額です。
この税金についてご不明な点があるときは県税事務所にお問い合わせください。
既に納められている場合は、行き違いですのであしからずご了承ください。

- 備考1 この督促状は、地方税法第71条の17(県民税利子割)、第71条の38(県民税配当割)、第71条の58(県民税株式等譲渡所得割)、第72条の66(個人事業税)、第73条の34(不動産取得税)、第74条の25(県たばこ税)、第92条(ゴルフ場利用税)、第134条(自動車取得税)、第144条の49(軽油引取税)、第165条(自動車税)、第198条(鉱区税)、第700条の64(狩猟税)、第733条の22(産業廃棄物税)の規定により作成すること。
2 適用条項は、該当する条項を記載すること。

第三十四号の二様式を次のように改める。

第34号の2様式 (第22条関係)

納 付 (納 入) 催 告 書

第二次納税義務者 (保証人)

住 (居) 所

氏 名 様

第 号	住 (居) 所	
納 税 者 (特別徴収義務者)	氏 名	
上記納税者 (特別徴収義務者) に 係る第二次納税義務者 (保証人) として、納付 (納入) すべき金額		円

年 月 日に納付 (納入) 通知をしたとおり、あなたが第二次納税義務者 (保証人) として、納付 (納入) すべき県徴収金が、上記のとおり滞納となっていますので、直ちに納付 (納入) してください。

この催告書を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、財産差押えの処分を受けることになります。

教示

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として (代表者は福岡県知事となります。) この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分 (審査請求に対する判決) があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

本書発付 年 月 日

福岡県 県税事務所長

印

- 備考 1 地方税法第11条第2項又は第16条の5第4項の文書に使用すること。
2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第二十八号様式その一から第二十八号様式その三までを次のように改める。

第38号様式その1 (第29条関係)

(表)

過剰納金等 還付当 通知書

「

 」

様

年度	一般会計 歳入(出)	カード 番号	管理 番号
年度	期 別	税 目	
業 度	・ ・ ・ ・ ・	法人事業税 法人県民税	予・中・み・確 修・更・決・見
送 金	福岡銀行(公金集中取扱)	区 分	銀行 店 口座番号(普通・当座) 番号 県税事務所
口 座 振 替 額	年 月 日	支 場 所 (振替店)	

過 誤 納 金 等	金 額	充 当 した 県 税 等	年 度	期 別	税 目	登 録 番 号 又 は 納 付 (入) 番 号	充 当 した 金 額	差 引 還 付 金 額
法人 県 税	延 滞 金 額							百 十 万 千 百 十 円
	延 滞 金 額							
	延 滞 金 額							
	加 算 金							
	加 算 金							
	還 付 加 算 金							
合 計								

あなたが納められました県税等は、
 上記のとおり納め過ぎとなりましたから

1 お返しします。 2 未納の県税等に充当しました。
 3 未納の県税等に充当し、 剰余金をお返しします。

年 月 日

福岡県

県税事務所長

(審査請求等については裏面をお読みください。)

あなたが納められた県税等が、左記のとおり納め過ぎになりました。

カーボン

カーボン

(裏)

カーボン

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
 - （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - （3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

カーボン

第38号様式その2 (第29条関係)

過誤納金等 還付 通知書 充当

「
.....
」

様

(表)

年度	一般会計 歳入(出)	カード 番号	□		
年度	期 別	税 目			番 号
自動車登録番号		福岡・北九州・久留米・筑豊			
送金 口座振替 依頼	福岡銀行(公金集中取扱) 年 月 日	支払 場所 (振替店)	銀行 店 口座番号(普通・当座) 番号 県税事務所		

区 分	金額	充 当 した 県 税 等	年 度	期 別	税 目	登 録 番 号 又 は 整 理 番 号	充 当 した 金 額	差 引 還 付 金 額						
								百	十	万	千	百	十	円
過誤納金等														
延滞加算金														
還付加算金														
合 計														

あなたが納められました県税等は上記のとおり納め過ぎとなりましたから

1. お返しします。 2. 未納の県税等に充当しました。

3. 未納の県税等に充当し、剰余金をお返しします。

年 月 日

福岡県

県税事務所長

(用紙 14.3cm、横18.2cm)

(審査請求等については、裏面をお読みください。)
備考 用紙の大きさは、縦14.3cm、横18.2cmとする。

あなたが納められた県税が、左記のとおり納め過ぎになりました。

カーボン

カーボン

(裏)

カーボン

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税務所長を経由して提出することとさせていただきます。
- 2 この処分取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

カーボン

第38号様式その3 (第29条関係)

(表)

8.5ミリメートル

県税額変更通知書兼過課納金還付・充当通知書

会計年度	一般会計歳入	カード番号	整理番号
課税年度	年度分	期別	税目
自動車登録番号		自動車税	
送金口座振替依頼		福岡銀行(公金集中取扱)	支所
年	月	日	場(振替店)
県税事務所		支所	店
支所		支所	支所
支所		支所	支所

様

区分	初	過課納金	課税年度	年度分	期別	税目	登録番号	整理番号	充当金額	差引
当決定額	円	区分				税				還付金額
減額		延滞金				税				円
差引税額						税				
減額理由		還付加算金				税				
		合計				税				

上記のとおり自動車税 あなたが納められました
 を減額しましたので通知 県税等は上記のとおり納め
 します。 過ぎとなりましたから

(審査請求等については裏面をお読みください。)

1 お返します。 2 未納の県税等に充当しました。
 3 未納の県税等に充当し、剰余金はお返します。

福岡県

県税事務所長

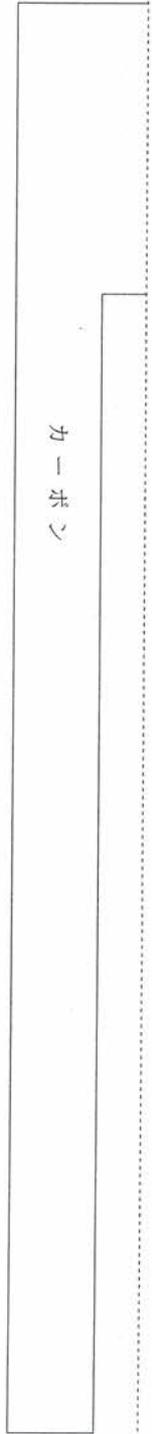
8.5ミリメートル

8.0ミリメートル

216.0ミリメートル

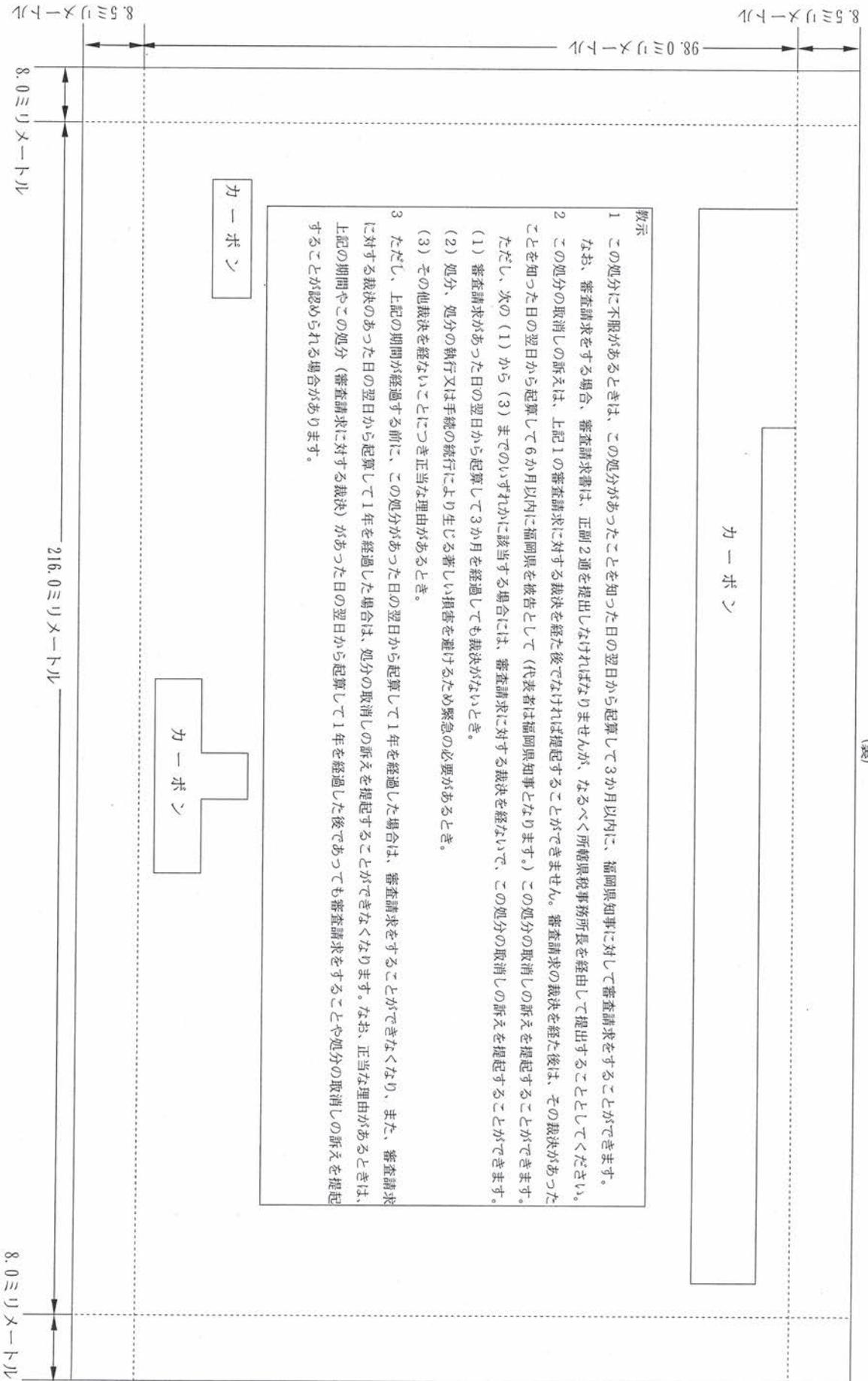
8.0ミリメートル

(裏)



教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分取消の訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消の訴えを提起することができます。ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消の訴えを提起することができます。
 - （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - （2）処分、処分の執行又は手続の執行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消の訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることができたり、また、審査請求をすることが認められる場合があります。



第四十四号様式を次のように改める。

第44号様式（第31条関係）

差 押 換 拒 否 通 知 書		第 号
様		年 月 日
福岡県		県税事務所長 印
<p>あなたから請求のあった差押換については、下記の理由により応じることができませんので、国税徴収法第50条第2項・第51条第3項の規定の例により通知します。</p> <p>教示</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。 （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 （3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>		
滞納者又は 被相続人	住（居）所	
	氏 名	
差 押 換 を 拒 否 す る 理 由		
備 考		

備考 1 この通知書は、国税徴収法第50条第2項又は同法第51条第3項の規定の例により差押換の請求を拒否する場合に使用する。

2 「備考」欄には、必要に応じて差押換請求の年月日、差押換請求の目的となった差押の年月日等を記載する。

3 「第50条第2項・第51条第3項」のうちいずれか不要の文言を抹消する。

4 「滞納者又は被相続人」欄については、いずれか不要の文言を抹消する。

5 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第四十八号様式その一から第四十八号様式その四までを次のように改める。

第48号様式その1 (第31条関係) (動産、有価証券用)

差 押 調 書 (謄 本)										第 号	
										年 月 日	
福岡県 県税事務所 福岡県徴税吏員										印	
<p>下記の滞納金額が、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定の例により、あなたの下記財産を差し押えましたので、同法第54条の規定の例により、この調書を作ります。</p> <p>教示</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>											
滞納者	住(居)所										
	氏名										
滞納金額	年度	税目	課税番号	年 月 分		納期限		税 額	※延滞金額	加算金額	摘要
				調定事由	連番	督促年月日		円	法律による金額	円	
									円		
									円		
※滞納処分費(法律による金額)			円								
本書作成の日までに徴収すべき金額			千 百 十 万 千 百 十 円								
差押財産	名称	数量	性質	所在その他			名称	数量	性質	所在その他	
滞納処分のため搜索した場所又は物					搜 索 日	時	年 月 日	午前・午後	時 分	から	
								午前・午後	時 分	まで	
<p>上記の差押(搜索)に立ち会い差押調書謄本を受領しました。 なお、封印 枚ちょう付されたことを確認します。 <div style="text-align: right;">(立会人) 印</div> </p> <p>差押調書謄本(搜索を受けた者あて)を受領しました。 なお、封印 枚ちょう付されたことを確認します。 <div style="text-align: right;">(占有者) 印 (滞納者) 印</div> </p> <p>上記差押調書謄本記載の差押財産の保管を命ずる。 <div style="text-align: center;">年 月 日 様</div> <div style="text-align: right;">福岡県 県税事務所 福岡県徴税吏員 印</div> </p> <p>上記の財産は通知のあるまで保管します。 <div style="text-align: center;">年 月 日</div> <div style="text-align: right;">(保管者) 印</div></p>											

注 ※印の欄に揚げた金額は、本書作成の日までのものです。

- 備考
- 1 繰上徴収し滞納者の財産を差し押える場合、第二次納税義務者若しくは保証人の財産を差し押える場合、地方税法第14条の18第3項の規定により譲渡担保財産を差し押える場合、同法第16条の4第1項の規定により差し押える場合、同法第16条の5第1項の規定により差し押える場合、外観上滞納者に帰属すると認められない財産を差し押える場合又は滞納処分費のみについて差し押える場合には、必要な事項について所要の調整を加えること。
 - 2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所」を「福岡県総務部税務課」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第48号様式その2 (第31条関係) (債権用)

差 押 調 書 (謄 本)										第 号	
										年 月 日	
この差押債権の取立その他の処分を禁じます。										福岡県 県税事務所 福岡県徴税吏員 印	
下記の滞納金額が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定の例により、あなたの下記財産を差し押えましたので、同法第54条の規定の例により、この調書を作ります。 この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。											
滞 納 者 （ 債 権 者 ）	住 (居) 所										
	氏 名										
滞 納 金 額	年度	税 目	課税番号	年 月 分		納 期 限		税 額	※延滞金額	加算金額	摘要
				調定事由	連番	督促年月日		円	法律による金額	円	
									円	法律による金額	
										法律による金額	
										法律による金額	
	※滞納処分費 (法律による金額)			円							
	本書作成の日までに徴収すべき金額			千	百	十	万	千	百	十	円
差 押 債 権	債務者	住 (居) 所						氏 名			
履 行 期 限											

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

(別紙)

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

- 備考
- 1 国税徴収法第65条の規定の例により債権証書を取り上げるときは、第53号様式の「取上調書」を作成するものであるが、この調書に所要事項を附記することにより、「取上調書」の作成に代えることができるものであること。
 - 2 繰上徴収し滞納者の財産を差し押える場合、第二次納税義務者若しくは保証人の財産を差し押える場合、地方税法第14条の18第3項の規定により譲渡担保財産を差し押える場合、同法第16条の4第1項の規定により差し押える場合、同法第16条の5第1項の規定により差し押える場合、外観上滞納者に帰属すると認められない財産を差し押える場合又は滞納処分費のみについて差し押える場合には、必要な事項について所要の調整を加えること。
 - 3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所」を「福岡県総務部税務課」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第48号様式その3 (第31条関係) (不動産等用)

差 押 調 書 (謄 本)										第 号	
										年 月 日	
福岡県 県税事務所長										印	
福岡県徴税吏員											
下記の滞納金額が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定の例により、あなたの下記財産を差し押えましたので、同法第54条の規定の例により、この調書を作ります。 この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。											
滞納者	住(居)所										
	氏名										
滞納金額	年度	税目	課税番号	年月分		納期限		税額	※延滞金額	加算金額	摘要
				調定事由	連番	督促年月日		円	法律による金額	円	
									円	法律による金額	
	※滞納処分費(法律による金額)			円							
	本書作成の日までに徴収すべき金額			千	百	十	万	千	百	十	円
差押財産											
			連絡先	所 属		氏 名		電 話			
				課						番	
				係							

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

(別紙)

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内又は地方税法第19条の4に規定する期限のいずれか早い日までに、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、（2）及び（3）については、地方税法第19条の13において準用する同法第19条の4に規定する期限を過ぎると処分の取消しの訴えを提起することができません。
 - （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
 - （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - （3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考

- 1 この調書は、第54号様式の「差押書」の作成を要する財産を差し押えた場合に作成すること。
- 2 不動産等を差し押えたときは、嘱託書にこの調書謄本を添えて関係機関に登記又は登録の嘱託をすること。
- 3 自動車の検査証等を財産の差押えと同時に取り上げた場合には、その取り上げた書類の名称その他必要な事項を「差押財産」欄に附記すること。
- 4 繰上徴収し滞納者の財産を差し押える場合、第二次納税義務者若しくは保証人の財産を差し押える場合、地方税法第14条の18第3項の規定により譲渡担保財産を差し押える場合、同法第16条の4第1項の規定により差し押える場合、同法第16条の5第1項の規定により差し押える場合、外観上滞納者に帰属すると認められない財産を差し押える場合又は滞納処分費のみについて差し押える場合には、必要な事項について所要の調整を加えること。
- 5 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。」を削ること。

第48号様式その4（第31条関係）（第三債務者等のある無体財産権等用）

差 押 調 書（謄本）						第	号				
						年	月	日			
福岡県 県税事務所 福岡県徴税吏員						印					
<p>下記の滞納金額が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定の例により、あなたの下記財産を差し押えましたので、同法第54条の規定の例により、この調書を作ります。</p> <p>教示</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。 （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 （3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>											
滞納者	住（居）所										
	氏 名										
滞納金額	年度	税 目	課税番号	年月分 調定事由 連番	納期限 督促年月日	税 額	※延滞金額	加算金額	摘要		
						円	法律による金額 円	円			
							法律による金額				
							法律による金額				
	※滞納処分費（法律による金額）					円					
本書作成の日までに徴収すべき金額				千	百	十	万	千	百	十	円
差 押 財 産											

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

備考 1 この調書は、第三債務者等がある無体財産権等（電話加入権を除く。）を国税徴収法第73条第1項の規定の例により差し押える場合に作成すること。

2 国税徴収法第73条第4項の規定の例により差押財産の権利に関する証書を取り上げるときは、第53号様式の「取上調書」を作成するものであるが、この調書に所要事項を附記することにより、「取上調書」の作成に代えることができるものであること。

3 繰上徴収し滞納者の財産を差し押える場合、第二次納税義務者若しくは保証人の財産を差し押える場合、地方税法第14条の18第3項の規定により譲渡担保財産を差し押える場合、同法第16条の4第1項の規定により差し押える場合、同法第16条の5第1項の規定により差し押える場合、外観上滞納者に帰属すると認められない財産を差し押える場合又は滞納処分費のみについて差し押える場合には、必要な事項について所要の調整を加えること。

4 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所」を「福岡県総務部税務課」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第五十号様式から第五十号の三様式までを次のように改める。

第50号様式（第31条関係）

財 産 の 引 渡 命 令 書										第 号		
										年 月 日		
(占有者) 住 所 氏 名 様										福岡県 県税事務所長 印		
<p>下記の滞納者は、下記の財産の他に、換価が容易であり、かつ、下記の滞納金額を徴収することができる財産を有しないと認められますので、当該滞納金額を徴収するため、国税徴収法第58条第2項の規定の例により、あなたが占有している下記の財産を徴税吏員に引き渡すことを命じます。</p> <p>教示</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。 （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 （3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>												
滞納者		住(居)所										
		氏名										
滞納金額	年度	税目	課税番号	年月分 調定事由 連番	納期限	税額	※延滞金額	加算金額	摘要			
						円	法律による金額	円				
							円	法律による金額				
	※滞納処分費（法律による金額）				円							
本書作成の日までに徴収すべき金額					千	百	十	万	千	百	十	円
引渡命令財産		占有者		住(居)所		氏名						
引渡期限					引渡場所							
引渡命令書を発する根拠規定												

注 1 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。
 2 あなたの権利を保護するため、国税徴収法第59条及び同法施行令第25条に次の要旨の規定があります。
 (1) あなたは、上記財産を引き渡すことにより、滞納者との契約を解除した場合は、これによって生じた損害賠償の請求権に基づいてこの財産の売却代金の残余から配当を受けることができます。
 (2) 上記財産を引き続き使用又は収益したいときは、その旨を請求してください。請求又は契約解除の通知がないときは契約の期間内（3か月を限度とする。）の使用収益の請求があったものとみなします。
 (3) 契約を解除した場合で前払の借賃があるときは、差押えの日後の期間にかかるものは3か月を限度として配当が受けられます。
 (4) (1)の契約解除したときの通知、(2)の請求は、いずれも書面で当所における差押えの時までに提出せねばならないことになっています。

備考 1 この命令書は、国税徴収法第58条第2項の規定の例により、滞納者の有する動産又は有価証券を占有する第三者に対して、当該財産を徴税吏員に引き渡すべきことを命ずる場合（同条を準用する同法第65条の規定の例により第三者が占有する債権に関する証書を取り上げる場合及び同じく同条を準用する同法第71条第4項の規定の例により第三者が占有する自動車又は建設機械を徴税吏員に占有させる場合を含む。）に使用すること。
 2 「引渡命令財産」欄には、引渡しを命ずる動産又は有価証券等の名称、数量、性質、所在その他を記載すること。
 3 「引渡期限」は、原則として命令書を発する日から起算して7日を経過した日以後の日とすること。
 4 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第50号の2様式（第31条関係）

財産の引渡命令をした旨の通知書							第	号				
(滞納者) 様							年	月	日			
福岡県							県税事務所長 印					
下記の滞納金額を徴収するため、あなたの財産を占有している下記の者に対して財産の引渡命令書を発しましたので通知します。												
滞納者	住(居)所											
	氏名											
滞納金額	年度	税目	課税番号	年月分 調定事由連番	納期限	税額	※延滞金額	加算金額	摘要			
						円	法律による金額 円	円				
							法律による金額					
							法律による金額					
							法律による金額					
※滞納処分費（法律による金額）					円							
本書作成の日までに徴収すべき金額					千	百	十	万	千	百	十	円
引渡命令財産												
占有者		住(居)所			氏名							
引渡期限				引渡場所								
引渡命令書を発する根拠規定												

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

- 備考 1 この通知書は、滞納者の動産または有価証券等で第三者が占有しているものについて、引渡命令を発したときに、その旨を国税徴収法第58条第2項（同法第65条および第71条第4項において準用する場合を含む。）の規定の例により滞納者に対して通知する場合に使用すること。
- 2 この通知書は、第50号様式の「財産の引渡命令書」とあわせて複写により作成すること。
- 3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第50号の3様式（第31条関係）

財 産 の 引 渡 命 令 書										第	号			
										年	月	日		
(滞納者) 住 所 氏 名										様		福岡県	県税事務所長	印
<p>下記のとおり、滞納金額を徴収するため必要があるので、あなたが保管している下記財産を徴税吏員に引き渡してください。</p> <p>教示</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。 <small>なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</small></p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。 <small>ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</small> <small>（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。</small> <small>（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</small> <small>（3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</small></p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>														
滞納者		住（居）所												
		氏 名												
滞 納 金 額	年度	税 目	課税番号	年月分 調定事由 連番		納期限	税 額	※延滞金額	加算金額	摘要				
							円	法律による金額 円	円					
								法律による金額						
	※滞納処分費（法律による金額）						円							
	本書作成の日までに徴収すべき金額						千	百	十	万	千	百	十	円
引渡命令財産														
引 渡 期 限						引 渡 場 所								
引渡命令書を発する根拠規定														
差 押 年 月 日						年 月 日								

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

- 備考 1 この命令書は、国税徴収法第71条第3項の規定の例により、自動車又は建設機械等を差し押えた場合に、滞納者に対しこれらの引渡しを命じ、徴税吏員にこれらの占有をさせるときに使用すること。
- 2 「引渡命令財産」欄には、引渡しを命ずる動産または有価証券等の名称、数量、性質、所在その他を記載すること。
- 3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第五十二号様式を次のように改める。

第52号様式（第31条関係）

債 権 差 押 通 知 書										交 付 第	号		
(債務者)										第	号		
										年	日		
福岡県 県税事務所 福岡県徴税吏員										印			
下記のとおり、滞納金額を徴収するため、債権を差し押えますので履行期限までに当福岡県 あて支払ってください。この通知を受けた後、債権者に対して支払ってもその支払は無効です。 この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。										福岡県 県税事務所			
滞 納 者 （ 債 権 者 ）	住（居）所												
	氏 名												
滞 納 金 額	年度	税 目	課税番号	年 月 分		納期限	税 額	※延滞金額	加算金額	摘要			
				調定事由	連番							円	円
								円					
								円					
								円					
※滞納処分費（法律による金額）						円							
本書作成の日までに徴収すべき金額						千	百	十	万	千	百	十	円
差 押 債 権	債 務 者	住（居）所				氏 名							
履 行 期 限			年 月 日										

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

(別紙)

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
 - （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - （3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

- 備考
- 1 給料等の差押えを行うときは、付表（債権（給与）差押通知書付表）を必要に応じ通知書に添付するなど、債務者あて送達すること。この場合において、滞納者の同意があったときは、第59号様式の「給料等制限外差押承諾書」を添付して送達すること。
 - 2 この通知書は、第48号様式その2の「差押調書」とあわせて複写により作成すること。
 - 3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所」を「福岡県総務部税務課」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。
 - 4 この通知書は、お知らせ（第61号の92様式）を添付して交付すること。

第五十三号様式から第五十五号様式までを次のように改める。

第53号様式（第31条関係）

取 上 調 書 （ 謄 本 ）		第 号
福岡県 県税事務所 福岡県徴税吏員		年 月 日 印
滞納処分上必要があるのて下記書類を取り上げる。		
<p>教示</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。 （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 （3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>		
滞納者	住（居）所	
	氏 名	
取り上げた証書	証 書 の 名 称 等	差 押 財 産
取上調書謄本を受領しました。		
立会人 （ ）		印
取上調書謄本（処分を受けた者あて）を受領しました。		
年 月 日		（ ） 印

（調理要領）

- 一 この調書は、国税徴収法第65条（同法第73条第4項において準用する場合を含む。）の規定の例により債権に関する証書等を取り上げた場合に、同法施行令第28条第1項の規定の例により作成する。ただし、同施行令第28条第2項の規定の例により、上記の証書等の取り上げに際し、差押調書又は搜索調書を作成するときは、これらの調書に取り上げた証書等の名称その他必要な事項を附記することにより取上調書の作成に代えることができることに留意する。
- 二 差押え前に証書等を取り上げた場合には「取り上げた証書」欄の「差押財産」欄に記載することを要しない。
- 三 「取上調書謄本を受領しました」の文言のある欄のかっこ内には、処分を受けた者と立会人の続柄又は関係を記載する。
- 四 「取上調書謄本（処分を受けた者あて）を受領しました」の文言のある欄のかっこ内には処分を受けた者と謄本を受領した者との続柄又は関係を記載する。
- 五 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所」を「福岡県総務部税務課」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第54号様式（第31条関係）

差 押 書										第	号	
										年	月	日
様												
福岡県 県税事務所長										印		
福岡県徴税吏員												
<p>下記の滞納金額が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定の例により、あなたの下記財産を差し押えます。</p> <p>この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。</p>												
滞 納 者	住（居）所											
	氏 名											
滞 納 金 額	年度	税 目	課税番号	年月分		納期限		税 額	※延滞金額	加算金額	摘要	
				調定事由	連番	督促年月日						円
									円	法律による金額		
	※滞納処分費（法律による金額）								円			
	本書作成の日までに徴収すべき金額				千	百	十	万	千	百	十	円
差 押 財 産												
			連 絡 先	所 属		氏 名		電 話				
				課 係				番				

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

(別紙)

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内又は地方税法第19条の4に規定する期限のいずれか早い日までに、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、(2)及び(3)については、地方税法第19条の13において準用する同法第19条の4に規定する期限を過ぎると処分の取消しの訴えを提起することができません。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

- 備考
- 1 この差押書は、国税徴収法第68条第1項に規定する不動産、同法第70条第1項に規定する船舶及び航空機、同法第71条第1項に規定する自動車及び建設機械並びに同法第72条第1項に規定する第三債務者等がない無体財産権等を差し押さえるときに使用すること。
 - 2 この差押書は、第48号様式その3の「差押調書」とあわせて作成すること。
 - 3 繰上徴収し滞納者の財産を差し押える場合、第二次納税義務者若しくは保証人の財産を差し押える場合、地方税法第14条の18第3項の規定により譲渡担保財産を差し押える場合、同法第16条の4第1項の規定により差し押える場合、同法第16条の5第1項の規定により差し押える場合、外観上滞納者に帰属すると認められない財産を差し押える場合又は滞納処分費のみについて差し押える場合には、必要な事項について所要の調整を加えること。
 - 4 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。」を削ること。

第55号様式（第31条関係）

差押財産占有調書（謄本）		第	号
		年	月 日
福岡県	県税事務所 福岡県徴税吏員	印	
<p>下記のとおり差押財産を占有する。</p> <p>教示</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>			
滞納者	住（居）所		
	氏 名		
占有財産			
	差押年月日	年	月 日
差押財産占有調書謄本を受領しました。			
立会人（ ）			印
差押財産占有調書謄本（下記保管者あて）を受領しました。			
年 月 日（ ）			印

上記差押財産占有調書記載の財産の保管を命ずる。

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出してください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

様

福岡県

県税事務所

福岡県徴税吏員

印

上記財産は通知のあるまで無償で保管します。

年 月 日

保管者

印

(調理要領)

- 一 この調書は、国税徴収法第71条第3項の規定の例により差押えた自動車又は建設機械を徴税吏員が占有した場合において、捜索調書を作成しないときに作成する。
- 二 「占有財産」欄は、その財産に係る差押調書の記載に準じて記載する。
- 三 「差押財産占有調書謄本を受領しました」の文言のある欄のかつこ内には、財産の保管者と立会人との続柄又は関係を記載する。
- 四 「差押財産占有調書謄本（下記保管者あて）を受領しました」の文言のある欄のかつこ内には財産を保管する者と謄本の受領者との続柄又は関係を記載する。
- 五 占有した自動車又は建設機械を契約により第三者に保管させる場合においては、最下欄の文言を「上記財産は通知のあるまで無償で保管します」等と訂正し、又はその文言を欄外に記載して保管者の署名（記名を含む。）押印を求める。
- 六 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所」を「福岡県総務部税務課」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第五十七号様式から第五十八号の二様式までを次のように改める。

第57号様式（第31条関係）（第三債務者等のある無体財産権等用）

差 押 通 知 書										交 付 第	号	
(第三債務者等)										年	月	日
福岡県 県税事務所 福岡県徴税吏員										印		
<p>下記のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押えます。</p> <p>教示</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。 <small>なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</small></p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。 <small>ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</small></p> <p style="margin-left: 20px;">（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。 （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 （3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>												
滞 納 者	住（居）所											
	氏 名											
滞 納 金 額	年度	税 目	課税番号	年 月 分	納期限	税 額	※延滞金額	加算金額	摘要			
				調定事由 連番		円	法律による金額 円	円				
							円	法律による金額				
	※滞納処分費（法律による金額）				円							
	本書作成の日までに徴収すべき金額					千	百	十	万	千	百	十
差 押 財 産												

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

- 備考 1 この通知書は、国税徴収法第73条第1項に規定する第三債務者等がある無体財産権等（電話加入権を除く。）を差し押えるときに使用すること。
- 2 この通知書は、第48号様式その4の「差押調書」とあわせて複写により作成すること。
- 3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所」を「福岡県総務部税務課」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第58号様式 (第31条関係)

組 合 員 等 の 持 分 の 払 戻 し 等 請 求 書										第	号	
(組合等の名称) (代表者)										年	月	日
様										福岡県 県税事務所長 印		
<p>さきに差し押えた下記滞納者の持分を払戻し(譲渡)してください。 国税徴収法第74条第1項の規定により請求します。</p> <p>教示</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出してください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>												
滞 納 者 (組合員等)	住(居)所											
	氏 名											
滞 納 金 額	年度	税 目	課税番号	年 月 分		納 期 限		税 額	※延滞金額	加算金額	摘要	
				調定事由	連番	法定納期限等						円
									円	法律による金額		
									円	法律による金額		
※滞納処分費(法律による金額)								円				
本書作成の日までに徴収すべき金額				千	百	十	万	千	百	十	円	
持分の払戻し(譲渡)請求の予告をした年月日										年	月	日
払戻し(譲渡)請求をする持分の種類及び口数等												
理 由												

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

- 備考 1 この通知書は、国税徴収法第74条第1項の規定の例により県税事務所長が組合等に対して滞納者の持分の払戻し等を請求するため、同条第2項の規定の例により予告する場合に使用すること。
- 2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第58号の2様式 (第31条関係)

組員等の持分の払戻し等請求の予告通知書						第 号							
(組合の名称)						年 月 日							
(代表者)													
様													
福岡県 県税事務所長						印							
<p>さきに、差し押えた下記滞納者の持分の払戻し（譲渡）の請求をすることを予告します。国税徴収法第74条第2項の規定の例により通知します。</p> <p>教示</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。</p> <p>（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>（3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>													
滞 納 者 (組 員 等)	住 (居) 所												
	氏 名												
滞 納 金 額	年度	税 目	課税番号	年月分		納期限	税 額	※延滞金額	加算金額	摘要			
				調定事由	連番	法定納期限等							
							円	法律による金額	円				
								円					
	※滞納処分費（法律による金額）						円						
	本書作成の日までに徴収すべき金額						千	百	十	万	千	百	十
払 戻 し (譲 渡) を 請 求 す る	持分の種類および口数等												
	差 押 年 月 日						年 月 日						

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

備考 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、
「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副 2 通を提出しなければなりません。なるべく所轄
県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第六十一号の三様式から第六十一号の四様式その二までを次のように改める。

第61号の4様式その1 (第31条関係) (滞納者用)

交 付 要 求 通 知 書		第	号
		年	月 日
様			
福岡県		県税事務所長	印
<p>あなたの財産について、下記のとおり強制換価手続が行われたことから、下記の滞納金額を徴収するため、国税徴収法第82条第1項の規定の例により交付要求をしましたので、同条第2項の規定の例により通知します。</p> <p>この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。</p>			

滞 納 者	住(居)所										
	氏 名										
滞 納 金 額	年度	税 目	課税番号	年 月 分	納 期 限	税 額	※延滞金額	加算金額	摘要		
				調定事由	連番	法定納期限等	円	法律による金額	円		
								円			
								法律による金額			
								法律による金額			
		滞納処分費(法律による金額)			円						
	本書作成の日までに徴収すべき金額			千	百	十	万	千	百	十	円
交 付 要 求 に 係 る 事 件 名											
	執行機関名			差 押 年 月 日			年 月 日				
							連 絡 先				
							所 属	氏 名	電 話		
		課 係							番		

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

(別紙)

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第61号の4様式その2（第31条関係）（権利者等用）

交 付 要 求 通 知 書										第	号	
(権利者等)										年	月	日
様												
福岡県 県税事務所長										印		
下記のとおり滞納金額を徴収するため、交付要求したので、国税徴収法第82条第3項の規定の例により通知します。												
滞 納 者	住(居)所											
	氏名											
滞 納 金 額	年度	税目	課税番号	年月分		納期限		税 額	※延滞金額	加算金額	摘要	
				調査事由	連番	法定納期限等						円
									法律による金額 (円)			
									法律による金額 (円)			
									法律による金額 (円)			
									法律による金額 (円)			
	滞納処分費（法律による金額）				円							
	本書作成の日までに徴収すべき金額				千	百	十	万	千	百	十	円
交 付 要 求 に 係 る 事 件 名												
	執行機関名								差押年月日		年 月 日	
交付要求年月日			年 月 日									

- 注 1 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。
 2 延滞金については、地方税法所定の全延滞金額の納付（入）を求めるものです。
- 備考 1 この通知書は、交付要求をした場合において、国税徴収法第55条に規定する権利者等がある場合に、それらの権利者等に通知するときに使用すること。
 2 この通知書は、交付要求書と同時に作成し、交付要求書（伺）の「権利者等の氏名及び権利の種類」の欄に記載して、伺の欄により発行伺に代えるものであること。
 3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第六十一号の七様式から第六十一号の十様式その二までを次のように改める。

第61号の7様式（第31条関係）

交 付 要 求 解 除 拒 否 通 知 書

		年	月	日
(請求者)	様			
	福岡県		県税事務所長	印
<p>あなたから請求のあった交付要求の解除については、下記の理由により応じることができません。国税徴収法第85条第2項の規定の例により通知します。</p> <p>教示</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>				
滞 納 者	住（居）所			
	氏 名			
交 付 拒 否 す の 解 除 理 由				
備 考				

(調理要領)

- 一 この通知書は、国税徴収法第85条第1項の規定の例により交付要求の解除の請求があったが、その請求を相当と認めずその旨を同条第2項の規定の例により請求者に通知する場合に使用する。
- 二 「備考」欄には必要に応じて交付要求解除請求の年月日解除請求の目的となった交付要求の年月日等を記載する。
- 三 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。」を削ること。

第61号の8様式（第31条関係）

下記事項を記入のうえ、この副本を御返送ください。

受領年月日 年 月 日

順 位 受領印

参加差押書（副本）										第 号					
(参加差押先の執行機関名) (職氏名)										年 月 日					
様										印					
福岡県 県税事務所長															
下記のとおり滞納金額を徴収するため、国税徴収法第86条第1項の規定の例により参加差押をします。															
滞納者	住（居）所														
	氏 名														
滞納金額	年度	税 目	課税番号	年 月 分		納期限		税 額	※延滞金額	加算金額	摘要				
				調定事由	連番	法定納期限等									
								円	法律による金額	円					
									円	法律による金額					
										法律による金額					
										法律による金額					
										法律による金額					
※滞納処分費（法律による金額）								円							
本書作成の日までに徴収すべき金額								千	百	十	万	千	百	十	円
参加差押財産															
	執行機関名					差押年月日			年 月 日						

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

備考 1 国税徴収法第86条第1項の規定の例による文書に使用すること。
 2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第61号の9様式（第31条関係）

参 加 差 押 調 書 (謄 本)						第	号				
様						年	日				
福岡県						県税事務所長	印				
<p>下記の滞納金額が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額を徴収するため、既に滞納処分による差押えがされているあなたの下記財産について、国税徴収法第86条第1項の規定の例により参加差押えをします。</p>											
滞 納 者	住 (居) 所										
	氏 名										
滞 納 金 額	年度	税 目	課税番号 督促年月日	年月分 調定事由 連番	納期限 法定納期限等	税 額	※延滞金額	加算金額	摘要		
						円	法律による金額 円	円			
							法律による金額				
							法律による金額				
							法律による金額				
							法律による金額				
							法律による金額				
※滞納処分費 (法律による金額)						円					
本書作成の日までに徴収すべき金額				千	百	十	万	千	百	十	円
参 加 差 押 財 産											
	執 行 機 関 名						差 押 年 月 日	年 月 日			
権 氏 権 利 者 及 の 種 類	()					()					
	()					()					
	()					()					

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

備考 1 線上徴収し滞納者の財産について参加差押えをする場合、第二次納税義務者若しくは保証人の財産について参加差押えをする場合、地方税法第14条の18第3項の規定により譲渡担保財産について参加差押えをする場合、同法第16条の4第1項の規定により参加差押えをする場合又は滞納処分費のみについて参加差押えをする場合には、必要な事項について所要の調整を加えること。

2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第61号の10様式その1 (第31条関係) (滞納者用)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">参 加 差 押 通 知 書</p>										第	号			
(滞納者)		様						年	月	日	印			
		福岡県						県税事務所長						
<p style="font-size: 0.8em;">下記の滞納金額が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額を徴収するため、既に滞納処分による差押えがされているあなたの下記財産について、国税徴収法第86条第1項の規定の例により参加差押えをいたしましたので、同条第2項の規定の例により通知します。 この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。</p>														
滞納者	住(居)所													
	氏名													
滞納金額	年度	税目	課税番号 督促年月日	年月分 調定事由	納期限 連番	法定納期限等	税額	※延滞金額	加算金額	摘要				
							円	法律による金額 円	円					
								法律による金額						
	※滞納処分費(法律による金額)						円							
	本書作成の日までに徴収すべき金額						千	百	十	万	千	百	十	円
	参加差押財産													
執行機関名							差押年月日		年 月 日					

注 ※印の欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

(別紙)

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

- 備考
- 1 繰上徴収し滞納者の財産について参加差押えをする場合、第二次納税義務者若しくは保証人の財産について参加差押えをする場合、地方税法第14条の18第3項の規定により譲渡担保財産について参加差押えをする場合、同法第16条の4第1項の規定により参加差押えをする場合又は滞納処分費のみについて参加差押えをする場合には、必要な事項について所要の調整を加えること。
 - 2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第61号の10様式その2 (第31条関係) (権利者等用)

参加差押通知書										第	号	
(権利者等) 様										年	月	日
福岡県 県税事務所長										印		
下記のとおり滞納金額を徴収するため、参加差押えをしたので、国税徴収法第86条第4項の規定の例により通知します。												
滞納者	住(居)所											
	氏名											
滞納金額	年度	税目	課税番号	年月分		納期限		税額	※延滞金額	加算金額	摘要	
				調定事由	連番	法定納期限等						円
									法律による金額			
									法律による金額			
									法律による金額			
									法律による金額			
									法律による金額			
※滞納処分費(法律による金額)				円								
本書作成の日までに徴収すべき金額				千	百	十	万	千	百	十	円	
参加差押財産												
	執行機関名			差押年月日				年 月 日				
参加差押年月日			年 月 日									

注 ※印の欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

備考 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改めること。

第六十一号の十四様式を次のように改める。

第61号の14様式（第31条関係）

参加差押財産引受調書（謄本）		第 号 年 月 日
福岡県 県税事務所 福岡県徴税吏員		印
下記のとおり、参加差押財産の引渡しを受けました。		
滞納者	住（居）所	
	氏 名	
引渡しを受けた財産	-----	

参加差押年月日	年 月 日	
参加差押財産引受調書謄本を受領しました。		
		(立会人) () 印
参加差押財産引受調書謄本（下記保管者あて）を受領しました。		
		(占有者) () 印
年 月 日	(滞納者) 印	
上記参加差押財産引受調書謄本記載の保管を命じます。		
<p>教示</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。</p> <p>（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>（3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>		
様	年 月 日	福岡県 県税事務所 福岡県徴税吏員 印

上記財産は、通知があるまで無償で保管します。

年 月 日
(保管者) 印

- 備考 1 この調書は、国税徴収法施行令第40条第1項の規定の例により参加差押に係る差押動産等の引渡しを受けた場合に作成すること。
- 2 「参加差押財産引受調書謄本を受領しました。」の文言のある欄のかつこ内には、財産の保管者と立会人との続柄または関係を、「参加差押財産引受調書謄本（下記保管者あて）を受領しました。」の文言のある欄のかつこ内には、滞納者との続柄または関係を記載すること。
- 3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所」を「福岡県総務部税務課」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。」を削ること。

第六十一号の十九様式を次のように改める。

第61号の19様式（第31条関係）

参加差押解除拒否通知書		第	号
		年	月 日
(請求者)			
様			
福岡県 県税事務所長		印	
<p>あなたから請求のあった参加差押えの解除については、下記の理由により応じることができません。国税徴収法第88条第1項の規定の例により通知します。</p> <p>教示</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>			
滞納者	住(居)所		
	氏名		
参加差押解除理由			
備考			

(調理要領)

- 一 この通知書は、国税徴収法第88条第1項で準用する同法第85条の規定の例により、参加差押えの解除の請求があったが、その請求を相当と認めない場合に、その旨を請求者あて通知するために使用する。
- 二 「備考」欄には必要に応じて参加差押解除請求の年月日、解除請求の目的となった参加差押の年月日等を記載する。
- 三 複写とし、控えには何い欄を設けること。
- 四 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第六十一号の二十一様式から第六十一号の二十一の三様式までを次のように改める。

第61号の21様式（第31条関係）

公 売 公 告						第 号	
						年 月 日	
福岡県 県税事務所長						印	
下記により差押財産の公売をします。 国税徴収法第95条の規定により公告します。							
公売財産・公売保証金	公 売 財 産					公売保証金	
	売却区分 の 番 号	名 称	数 量	性 質	所 在	地 上 権 等 の 内 容 そ の 他	
							十 万 千 百 十 円
(注) 上記売却区分の番号ごとに公売します。入札書は売却区分の番号ごとに別紙としてください。							
公 売 方 法							
公売日時	入札・せり売	年 月 日 午 前後 時 分から () 午 前後 時 分まで					
	開 札	年 月 日 午 前後 時 分					
公 売 場 所							
売却決定	日時	年 月 日 午 前後 時			場所		
買受代金 納付期限	年 月 日 午 前後 時						
買受人についての資格その他の要件							
その他							
配当を受ける者の権利の申出について この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を当事務所に申し出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は当事務所に用意しております。							
教示 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内又は地方税法第19条の4に規定する期限のいずれか早い日までに、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。							
2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。 なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、(2)及び(3)については、地方税法第19条の13において準用する同法第19条の4に規定する期限を過ぎると処分の取消しの訴えを提起することができません。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。							

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

※「入札心得書またはせり売心得書」は、当事務所に備え付けております。

- 備考 1 この公告は、動産および有価証券とその他の財産とに区分して、それぞれ別紙に作成すること。
- 2 公売保証金を要しないものについては、該当欄に「不要」と記載すること。
- 3 公売する財産の数が多い等の場合には、「公売財産・公売保証金」の欄を別紙とすること。この場合には、この欄に「別紙のとおり」と記載し、この別紙が公売公告の掲示場と異なる場所に掲示される場合は、その掲示する場所も併せて記載すること。
- 4 「公売の方法」欄は、公売の方法の別により「期日入札」、「期間入札」、「期日せり売」又は「期間せり売」のいずれかを記載すること。
なお、期日入札又は期間入札の場合に、最高価申込者を決定するに際して複数落札入札制によることとしたときは、その旨を併せて記載すること。
- 5 「公売日時」の「入札せり売」の欄のかつこ内には、せり売の場合での終了時が明確に予定されない場合に「おおむね」と記載すること。
- 6 「その他」の欄には国税徴収法第95条第1項第9号に該当する公売財産に関する特有の事項のほか、公売公告に記載しなくても法律上明確な事項であるが念のため記載しておく方が実務上便宜と思われる事項を併せて記載すること。
- 7 複写とし、控えには何い欄を設けること。
- 8 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第61号の21の2様式 (第31条関係)

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告							第	年	月	日	号	
							福 岡 県	県 税 事 務 所 長		印		
下記により差押財産の公売をします。 国税徴収法第95条および第99条の規定により公告します。												
公 売 財 産 ・ 公 売 保 証 金 ・ 見 積 価 額	公 売 財 産						公 売 保 証 金		見 積 価 額 (最低公売価額)			
	売 却 区 分 の 番 号	名 称	数 量	性 質	所 在	地 上 権 等 の 内 容 そ の 他						
(注) ① 上記売却区分の番号ごとに公売します。入札書は売却区分の番号ごとに別紙としてください。 ② 見積価額欄に※印のあるものはその見積価額が該当物件にもはりつけてあります。												
公 売 方 法												
公 売 日 時	入札・せり売 年 月 日 午 ^前 後 時 分 から () 午 ^前 後 時 分 まで											
	開 札 年 月 日 午 ^前 後 時 分											
公 売 場 所												
売 却 決 定	日 時	年 月 日 午 ^前 後 時					場 所					
	年 月 日 午 ^前 後 時											
買 受 代 金 納 付 期 限												
買 受 人 に つ い て の 資 格 そ の 他 の 要 件												
そ の 他												
配当を受ける者の権利の申出について この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を当事務所に申し出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は当事務所に用意しております。												
教示 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内又は地方税法第19条の4に規定する期限のいずれか早い日までに、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所を経由して提出することとしてください。												
2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。												

なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分取消しの訴えを提起することができます。

ただし、(2)及び(3)については、地方税法第19条の13において準用する同法第19条の4に規定する期限を過ぎると処分取消しの訴えを提起することができません。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

※「入札心得書またはせり売心得書」は、当事務所に備え付けております。

備考 1 この公告は、動産および有価証券とその他の財産とに区分して、それぞれ別紙に作成すること。

2 公売保証金を要しないものについては、該当欄に「不要」と記載すること。

3 公売する財産の数が多し等の場合には、「公売財産・公売保証金・見積価額」の欄を別紙とすること。この場合には、この欄に「別紙のとおり」と記載し、この別紙が公売公告の掲示場と異なる場所に掲示される場合は、その掲示する場所も併せて記載すること。

4 「公売の方法」欄は、公売の方法の別により「期日入札」、「期間入札」、「期日せり売」又は「期間せり売」のいずれかを記載すること。

なお、期日入札又は期間入札の場合に、最高価申込者を決定するに際して複数落札入札制によることとしたときは、その旨を併せて記載すること。

5 「公売日時」の「入札せり売」の欄のかつこ内には、せり売の場合での終了時が明確に予定されない場合に「おおむね」と記載すること。

6 「その他」の欄には国税徴収法第95条第1項第9号に該当する公売財産に関する特有の事項のほか、公売公告に記載しなくても法律上明確な事項であるが念のため記載しておく方が実務上便宜と思われる事項を併せて記載すること。

7 複写とし、控えには伺い欄を設けること。

8 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。」を削ること。

第61号の21の3様式（第31条関係）（インターネット公売用）

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告				第	号
				年	月
				日	
福岡県				県税事務所長	印
下記により差押財産の公売をします。 国税徴収法第95条および第99条の規定により公告します。					
公売財産・公売保証金・見積価額	公 売 財 産			公売保証金	見積価額 (最低公売価額)
	売却区分番号	【財産の表示】 ①公売財産の名称 ②数量 ③性質及び所在 など			
公 売 方 法	入 札 ・ せ り 売				
公売参加申込期間	年	月	日	時	から 年 月 日 時 まで
入札・せり売期間	年	月	日	時	から 年 月 日 時 まで
公 売 場 所					
最高価申込者決定	日時	年	月	日	時 場所
売却決定	日時	年	月	日	時 場所
買受代金納付期限	年 月 日 時 分				
買受人についての資格その他の要件					
そ の 他					
配当を受ける者の権利の申出について					
この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を当事務所に申し出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は当事務所に用意しております。					
教示					
1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内又は地方税法第19条の4に規定する期限のいずれか早い日までに、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。					
2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。 なお、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、（2）及び（3）については、地方税法第19条の13において準用する同法第19条の4に規定する期限を過ぎると処分の取消しの訴えを提起することができません。 （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。					

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第六十一号の三十様式及び第六十一号の三十一様式を次のように改める。

第61号の30様式 (第31条関係)

最高価申込者決定の取消通知書		第 号
(買受人・滞納者・利害関係人)		年 月 日
様		
福岡県 県税事務所長 印		
下記のとおり最高価申込者の決定を取り消します。		
<p>教示</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内又は地方税法第19条の4に規定する期限のいずれか早い日までに、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ただし、(2)及び(3)については、地方税法第19条の13において準用する同法第19条の4に規定する期限を過ぎると処分の取消しの訴えを提起することができません。</p> <p>(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>		
最申 高 込 価 者	住(居)所	
	氏名	
滞 納 者	住(居)所	
	氏名	
最のし 高決を 価定す 申の 込取財 者消産	名 称 ・ そ の 他	数 量
最のし 高決を 価定す 申の 込取理 者消由	国税徴収法第 条該当	
備 考	※	

第61号の31様式（第31条関係）

売却決定取消通知書		第	号
(買受人・滞納者・利害関係人)		年	月 日
様		福岡県	県税事務所長 印
下記のとおり売却決定を取り消します。			
<p>教示</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内又は地方税法第19条の4に規定する期限のいずれか早い日までに、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ただし、（2）及び（3）については、地方税法第19条の13において準用する同法第19条の4に規定する期限を過ぎると処分の取消しの訴えを提起することができません。</p> <p>（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。</p> <p>（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>（3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>			
買受人	住(居)所		
	氏名		
滞納者	住(居)所		
	氏名		
売却を決定する財産取消	名称・その他	数	量
売却を決定する理由取消	国税徴収法第 条該当		
備考	※		

(最高価申込者決定の取消通知書及び売却決定取消通知書の調理要領)

- 一 この通知書は、国税徴収法第108条、114条、115条、117条又は26条の規定に該当したためあるいは公売手続に違法があったため最高価申込者の決定又は売却決定を取り消す場合において、最高価申込者又は買受人、滞納者、利害関係人等にその旨を通知する場合に使用すること。
なお、同法第108条により入札等がなかったものとする場合には、開札する時に、その場で口頭により通知又は宣言することにより行うものであることに留意すること。
- 二 この通知書の送付先は公売の相手方（最高価申込者又は買受人）、滞納者、利害関係人（同法第106条第2項の規定の例による通知書を送付した者）及び配当計算書を送付した者その他で必要と認められる者とする。
- 三 「最高価申込者の決定の取消しをする理由」欄又は「売却決定の取消しをする理由」欄には該当する規定を記載し、該当する規定がないものは「違法」等と記載すること。
- 四 備考欄には、公売保証金又は公売代金の返還、公売取消財産の引取りその他公売の取消しに伴う処理事項で通知する必要があると認める事項を記載すること。
なお、備考欄の記載事項は、名あて人の異なるごとにそれぞれ相違したものとなる場合があるので、備考欄の複写に際し注意するように、※印をつけてあることに留意すること。
- 五 この通知書を滞納者又は利害関係人に使用する場合には、不服申立ての教示の文言は不要であるので、削除すること。
- 六 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません」が、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第六十一号の三十六様式を次のように改める。

(別紙)

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内又は地方税法第19条の4に規定する期限のいずれか早い日までに、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 ただし、(2)及び(3)については、地方税法第19条の13において準用する同法第19条の4に規定する期限を過ぎると処分の取消しの訴えを提起することができません。
 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

- 備考
- 1 この計算書は、国税徴収法第129条第1項に規定する換価代金等を配当しようとする場合に同法第131条の規定により作成すること。
 なお、同法第129条第2項の規定により、差押金銭又は交付要求により受けた金銭を本県徴収金に充当した場合には、配当計算書が作成されないため、充当した旨を第61号の77様式により滞納者に通知すること。
 - 2 この計算書は、原則として換価財産の売却区分ごと又は差押債権1個ごと等に別紙とする。ただし、換価代金等の配当を受ける権利を有するものが、県税事務所長だけであるときは、2以上の売却区分にわたる財産について、1枚の配当計算書の受入欄を売却区分ごと等に別行に記載する方法によってもさしつかえないこと。この場合において、「配当計算書附属書」（第61号の36様式の附属書）を滞納者あての配当計算書謄本に添付するときには、売却区分ごと等に別行としないで、「何々外何点の売却代金」等と一括表示してもさしつかえないこと。
 - 3 「支払」の欄には、配当を受ける権利を有する者のすべて（優先順位の関係等により、現実には配当を受けられないこととなる者を含む。）について記載することとし、原則として、私債権にあっては、各債権ごと、交付要求にかかる地方税及び公課にあっては交付要求書（参加差押を含む。以下同じ。）ごと、また差押え及び交付要求にかかる地方団体にあっては滞納1件ごとに別行に記載する。ただし、「配当計算書附属書」を添付する場合には、地方団体の徴収金、国税公課又は私債権の各権利者ごとに別行に記載すること。
 - 4 「支払」の欄の「備考」には、配当金の供託を要する場合に、その旨を簡記すること。
 - 5 複写とし、控えには何い欄を設けること。
 - 6 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第六十一号の三十九様式を次のように改める。

第61号の39様式 (第31条関係) (滞納者用)

差 押 調 書 (謄 本)		第 号
様		年 月 日
福岡県 県税事務所長 福岡県徴税吏員		印
<p>下記のとおり、滞納金額を徴収するため、財産を差し押えましたので、国税徴収法第54条の規定の例によりこの調書を作ります。 この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。</p>		

滞納者	住(居)所											
	氏名											
滞納金額	年度	税目	課税番号	年 月 分 調定事由 連番	納期限	税 額	※延滞金額	加算金額	摘要			
						円	法律による金額 円	円				
								法律による金額				
								法律による金額				
								法律による金額				
								法律による金額				
								法律による金額				
※滞納処分費 (法律による金額)								円				
本書作成の日までに徴収すべき金額					千	百	十	万	千	百	十	円
差押財産	区 分	局 番	電話番号	電話機の設置場所				備 考				
								加入原簿閲覧年月日				
							連 絡 先					
							所 属	氏 名	電 話			
							収税 課 係					

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

(別紙)

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

- 備考 1 この調書は、国税徴収法第73条第1項の規定の例により電話加入権を差し押える場合に作成すること。
- 2 複写とし、調書には「権利者等の氏名及び権利の種類」欄及び伺い欄を設けること。
 - 3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第六十一号の四十一様式を次のように改める。

第61号の41様式 (第31条関係) (電信電話株式会社用)

参加差押通知書 (副本) 第 号

年 月 日

電信電話株式会社
代表取締役社長

殿

福岡県

県税事務所長

印

下記のとおり、滞納金額を徴収するため、参加差押えをしました。
国税徴収法第86条第2項の規定の例により通知します。
なお、福岡県税条例(昭和25年福岡県条例第36号)第4条第1項の規定によって、県税の賦課徴収に関する知事の権限に属する事務は、本職に委任されているので念のため申し添えます。
この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。

滞納者	住(居)所											
	氏名											
滞納金額	年度	税目	課税番号	年月分 調定事由 連番	納期限	税額	※延滞金額	加算金額	摘要			
						円	法律による金額	円				
							円	法律による金額				
								法律による金額				
								法律による金額				
								法律による金額				
※滞納処分費(法律による金額)					円							
本書作成の日までに徴収すべき金額					千	百	十	万	千	百	十	円
参加差押財産	区分	局番	電話番号	電話機の設置場所			備考					
執行機関名					差押年月日		年 月 日					
注 1 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。 2 副本に所要事項を記入のうえ、ご返送願います。					連絡先							
					所属	氏名			電話			
					課係				番			

(別紙)

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

- 備考
- 1 この通知書は、その副本および第61号の42様式の「参加差押調書」とあわせて複写により作成すること。
 - 2 この通知書を 電信電話株式会社の支店（営業所）あて送付する際には、その副本を添付するものとし、かつ、副本の返送にあてるため、返信用封筒（表書をし切手をちょう付する。）を同封すること。
 - 3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第六十一号の四十四様式を次のように改める。

第61号の44様式 (第31条関係) (滞納者用)

参加差押通知書 第 号

様

年 月 日

福岡県 県税事務所長 印

下記のとおり、滞納金額を徴収するため、参加差押えをしました。
 国税徴収法第86条第2項の規定の例により通知します。
 この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。

滞納者	住(居)所										
	氏名										
滞納金額	年度	税目	課税番号	年月分 調定事由	連番	納期限	税額	※延滞金額	加算金額	摘要	
							円	法律による金額	円		
								円	法律による金額		
									法律による金額		
									法律による金額		
									法律による金額		
									法律による金額		
※滞納処分費(法律による金額)				円							
本書作成の日までに徴収すべき金額				千 百 十 万 千 百 十 円							
参加差押財産	区分	局番	電話番号	電話機の設置場所			備考				
執行機関名				差押年月日		年 月 日					
注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。				連絡先							
				所属	氏名			電話			
				課係				番			

(別紙)

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

- 備考 1 この通知書は、参加差押調書（第61号の42様式）と併せて複写により作成すること。
- 2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第六十一号の七十六様式及び第六十一号の七十七様式を次のように改める。

第61号の76様式 (第31条関係)

差 押 財 産 引 揚 調 書 (謄 本)		第	号		
(滞 納 者)		年	月 日		
様					
福岡県 県税事務所					
福岡県徴収吏員					
印					
下記の差押財産の保管を解除し引揚する。					
<p>教示</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務局長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月経過しても判決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>					
滞納者	住(居)所				
	氏名				
差押	調書番号	名 称	数 量	性 質	所 在 そ の 他
	年 月 日				
	.				
	.				
	.				
	.				
	.				
	.				
上記差押財産の引揚げに立ち会いました。					
年 月 日					
滞納者					印
立会人 ()					印

備考 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所」を「福岡県総務部税務課」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務局長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第61号の77様式（第31条関係）

充 当 通 知 書				第	号
(滞納者)		様		年	月 日
				福岡県	県税事務所長 印
下記のとおり			充当しましたので通知します。		

受け入れた金額	円
---------	---

充 当 の 内 訳	年 度	年 月 分	課 税 番 号	納 期 限	税 目	税 額	延滞金額	加算金額	滞 納 処 分 費
						円	円	円	円

充 当 後 の 滞 納 額	年 度	年 月 分	課 税 番 号	納 期 限	税 目	税 額	延滞金額	加算金額	滞 納 処 分 費
						円	円	円	円

教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
 （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 （3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

摘 要

備考

1 この通知書は、国税徴収法第129条第2項の規定の例により差し押えた金銭等を県税に充当した場合において、そのことを滞納者に通知するときに使用すること。
 2 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第六十三号の二様式を次のように改める。

第 63 号の 2 様式 (第 33 条の 2 関係)

控除対象寄附金 (指定・不指定) 通知書

第 号
年 月 日

申請者

所在地

名称及び

様

代表者の氏名

印

福岡県知事

年 月 日付けで申請のあった寄附金については、福岡県税条例第 条の の規定による寄附金として下記のとおり指定したので、福岡県税条例施行規則第 33 条の 2 の規定により通知します。

記

1 指定の可否

(指定 ・ 不指定) 指定番号 _____

2 控除対象寄附金の適用

年 月 日以降に支出する寄附金から適用

3 指定しない理由

※ 指定を受けた者の名称、所在地等に変更があった場合は、福岡県税条例施行規則に定める様式により、速やかに届出を行ってください。

また、所得税法第 78 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる寄附金並びに租税特別措置法第 41 条の 18 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金に該当しなくなった場合も、福岡県税条例施行規則に定める様式により、速やかに届出を行ってください。

教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副 2 通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として (代表者は福岡県知事となります。) この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の (1) から (3) までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して 3 か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分 (審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第六十三号の四様式を次のように改める。

第 63 号の 4 様式 (第 33 条の 3 関係)

控除対象寄附金指定取消通知書

第 号
年 月 日

所在地

名称及び
代表者の氏名

様

印
福岡県知事

年 月 日付け 第 号で福岡県税条例第 条 の規定による寄附金として指定した寄附金については、下記のとおりその指定を取り消したので、福岡県税条例施行規則第 33 条の 3 の規定により通知します。

記

- 1 指定番号 _____
- 2 指定を取り消した理由

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副 2 通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して 3 か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第六十四号の四様式を次のように改める。

第 64 号の 4 様式 (第 34 条の 2、第 38 条関係)

		管理番号	
仮装経理還付請求否認通知書			
所 在 地			
法 人 名			
代 表 者 名	殿		
		第 号 年 月 日	
		印	
		福岡県 県税事務所長	
年 月 日	付けで還付請求のあった	年 月 日から 年 月 日まで	の事業年度又は連結
<p>事業年度分の仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う税額については、下記理由により還付すべき理由がないと認め、還付しないこととしたので、通知します。</p>			
<p>教示</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>			
理由			

第六十五号の二様式から第六十五号の四様式までを次のように改める。

第65号の2様式(第34条の3・第39条の2関係)

法人県民税・事業税に係る
課税標準額等の通知書
知事様

第 年 月 日 号

分割法人の課税標準額等について、下記のとおり通知します。



福岡県 県税事務所長

法人名		法人番号						
主たる事務所等の所在地								
課税標準額等について								
事業年度	年 月 日～		年 月 日		資本金の額 又は出資金の額	円		
本県申告	申告期限の延長月数	年 月 日		資本金等の額	資本金の額及び資本準備金の額の合算額		円	
		県民税 月	事業税 月		資本金等の額		円	
	災害等延長の申告期限		年 月 日		分割県数 (本県も含む)			
県民税	課税標準となる法人税額						円	
	分割基準				貴県分	人		
					総数	人		
事業税	課税標準となる金額	所得金額	円		売上 高	総売上 軌道又は鉄道事業分売上		
		付加価値額	円			円		
		資本金等の額	円			円		
		収入金額	円			円		
	分割基準		総数			貴県分		
			総数			貴県分		
加算金	重加対応総額	所得割	円		本県の取扱			
		付加価値割	円		重加算金			
		資本割	円		過少申告加算金			
		収入割	円		不申告加算金			
本県の処理状況				年 月 日				
税務官署の処理状況				年 月 日				
法人税割額から 控除すべき外国 税額の総額	道府県民税分	円		補正後の 従業者数 の総数	道府県民税分	人		
	市町村民税分	円			市町村民税分	人		
仮装経理	仮装経理に基づく 所得金額	円		租税条約	租税条約に基づく 所得金額			
	仮装経理に基づく 法人税額等	円			租税条約に基づく 法人税額等			
貴県の主な 所在地				備考				

第65号の4様式(第34条の4関係)

市町村民税法人税割に係る課税標準額等の通知書

長 様

福岡県

県税事務所 印

第 年 月 日 号

地方税法第63条第4項の規定により、下記のとおり通知します。

法人名	法人番号	事業年度	資本金等の額	資本金及び資本準備金の合算額	法人税割額から控除すべき外国税額の総額	所得金額	仮装経理	連結(区分)	延長月数	税率
			円	円	円	円	円			%
本店所在地		税務官署の更正等通知日	法人税額	重加算税額	道府県民税分 市町村民税分	補正後の従業者数の総数	租税条約			
			円	円	人	円	円	備考		

法人名	法人番号	事業年度	資本金等の額	資本金及び資本準備金の合算額	法人税割額から控除すべき外国税額の総額	所得金額	仮装経理	連結(区分)	延長月数	税率
			円	円	円	円	円			%
本店所在地		税務官署の更正等通知日	法人税額	重加算税額	道府県民税分 市町村民税分	補正後の従業者数の総数	租税条約			
			円	円	人	円	円	備考		

法人名	法人番号	事業年度	資本金等の額	資本金及び資本準備金の合算額	法人税割額から控除すべき外国税額の総額	所得金額	仮装経理	連結(区分)	延長月数	税率
			円	円	円	円	円			%
本店所在地		税務官署の更正等通知日	法人税額	重加算税額	道府県民税分 市町村民税分	補正後の従業者数の総数	租税条約			
			円	円	人	円	円	備考		

法人名	法人番号	事業年度	資本金等の額	資本金及び資本準備金の合算額	法人税割額から控除すべき外国税額の総額	所得金額	仮装経理	連結(区分)	延長月数	税率
			円	円	円	円	円			%
本店所在地		税務官署の更正等通知日	法人税額	重加算税額	道府県民税分 市町村民税分	補正後の従業者数の総数	租税条約			
			円	円	人	円	円	備考		

法人名	法人番号	事業年度	資本金等の額	資本金及び資本準備金の合算額	法人税割額から控除すべき外国税額の総額	所得金額	仮装経理	連結(区分)	延長月数	税率
			円	円	円	円	円			%
本店所在地		税務官署の更正等通知日	法人税額	重加算税額	道府県民税分 市町村民税分	補正後の従業者数の総数	租税条約			
			円	円	人	円	円	備考		

法人名	法人番号	事業年度	資本金等の額	資本金及び資本準備金の合算額	法人税割額から控除すべき外国税額の総額	所得金額	仮装経理	連結(区分)	延長月数	税率
			円	円	円	円	円			%
本店所在地		税務官署の更正等通知日	法人税額	重加算税額	道府県民税分 市町村民税分	補正後の従業者数の総数	租税条約			
			円	円	人	円	円	備考		

第七十二号様式を次のように改める。

第72号様式（第39条関係）

申告書の提出期限の延長申請に係る決定通知書

第 年 月 日

印

様

福岡県

県税事務所長

下記の事業年度分の事業税・地方法人特別税の申告書の提出期限の承認（変更）（取消）について、下記のとおり通知します。

法人名称		主たる事業所等の所在地	
事業年度	から まで	申告書の提出 期 限	まで
県 民 税	届け出の内容	年 月 日決算期分より 月間延長	
		年 月 日決算期分より	
事業税・地方法人特別税	承認等の内容	年 月 日決算期分より 月間延長	
		年 月 日まで延長	
		年 月 日決算期分より	

備 考	
--------	--

(裏)

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第七十三号の二の四様式を次のように改める。

第73号の2の4様式（第39条の2の3関係）

管理番号	
------	--

法人県民税、法人事業税及び地方法人特別税の徴収猶予（延長）許可（不許可）（取消）通知書

所在地

法人名

代表者名 殿

第 年 月 日

印

福岡県 県税事務所長



年 月 日申請のあった徴収猶予（延長）について許可した（許可できない・取り消した）ので通知します。

なお、地方税法第15条の3、法第55条の2第4項、法第55条の4第4項、法第72条の38の2第8項、同条第9項、法第72条の39の2第4項又は法第72条の39の4第4項に規定する取消理由が生じた場合は、許可を取消することがあります。その時は速やかに納付してください。

事業年度又は 連結事業年度	納期限	申告区分	法人県民税	事業税・地方法人特別税		
			法人税割額	所得割額又は 地方法人特別税	付加価値割額	加算金額
			円	円	円	円
			円	円	円	円
			円	円	円	円
			円	円	円	円

徴 する 担 保

不 許 可 （ 取 消 ） 理 由

(裏)

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第八十号の二の様式及び第八十号の二の三様式を次のように改める。

第80号の2の2様式（第45条、第46条の2、第46条の3、第46条の4、第46条の5、第46条の6、第46条の7、第46条の10関係）

住宅の用に供する土地
耐震基準不適合既存住宅
被収用不動産の代替不動産
譲渡担保財産
再開発會社
農地利用集積円滑化団体等の農地
土地改良区の換地
心身障害者を多数雇用する事業所の施設
()

の取得に対する不動産取得
税の徴収猶予（取消）通知
書

納 税 者	住 所	課 税 番 号	
	氏 名	課 税 年 度	
取 得 不 動 産	所 在 地	徴 収 猶 予 通 知 年 月 日	年 月 日
	種 類、構 造、用 途 取 年 月 日	税 額	円
		徴 収 猶 予 額	円
		納 付 す べ き 額	円
	年 月 日	徴 収 猶 予 取 消 額	円
住宅を取得する 耐震改修する 収用される 譲渡する 農地として使用 する 事業の用に供す る	予 定 日 年 月 日 期 間 (年 月 日から 年 月 日まで)	徴 収 猶 予 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日
印

様 福岡県 県税事務所長

年 月 日申請のあった（付けて許可していた）徴収猶予について、許可した（許可できない・取り消した）ので、通知します。

なお、福岡県税条例第20条の34に規定する取消理由が生じた場合は、許可を取り消すことがあります。そのときは、速やかに納付してください。

教示

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

不許可（取消）理由 該 当 条 項	
----------------------	--

第80号の2の3様式（第45条、第46条の2、第46条の3、第46条の4、第46条の5、第46条の6、第46条の7、第46条の10、第48条の2関係）

不動産取得税徴収猶予 通知書

年 月 日



さきに賦課決定しました 年度不動産取得税（課税番号第 号）について、下記のとおり徴収猶予の を行いましたので通知します。

物件所在地		取得年月日	
種類・構造・用途		年 月 日	
土 地	徴収猶予適用前税額		
	徴収猶予	適用額 1 (No. (期間))	年 月 日から 年 月 日まで
		適用額 2 (No. (期間))	年 月 日から 年 月 日まで
	適用後納付すべき税額		
家 屋 (住宅)	徴収猶予適用前税額		
	徴収猶予	適用額 1 (No. (期間))	年 月 日から 年 月 日まで
		適用額 2 (No. (期間))	年 月 日から 年 月 日まで
	適用後納付すべき税額		
家 屋 (住宅以外)	徴収猶予適用前税額		
	徴収猶予	適用額 1 (No. (期間))	年 月 日から 年 月 日まで
		適用額 2 (No. (期間))	年 月 日から 年 月 日まで
	適用後納付すべき税額		
合計納付すべき税額			

徴収猶予適用額合計 円

教示

この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。

別紙

教示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第八十三号の四様式その一及び第八十三号の四様式その二を次のように改める。

第83号の4様式その1 (第48条の2関係)

課 税 番 号	課 税 年 度

農地等の取得に係る不動産取得税の徴収猶予許可通知書

住 所 年 月 日
 申請者
 (納税者)
 氏 名 様

印
 福岡県 県税事務所長

あなたは、 殿から贈与により取得された農地等に係る不動産取得税について、福岡県税条例付則第9条第1項の規定による徴収の猶予を受けたい旨の申請書を提出されましたが、審査の結果、同項に定める要件に該当するものと認め、次のとおりその徴収を猶予します。

徴収を猶予する不動産取得税額 円
 徴収猶予期限 福岡県税条例付則第9条各項に定める日まで

なお、申請に係る不動産取得税額のうち、徴収猶予の規定に該当しない下記③の金額については、速やかに納付してください。

記

① 徴収の猶予を申請された不動産取得税額	円
② 徴収を猶予する不動産取得税額	円
③ 徴収猶予の規定に該当しない不動産取得税額(①-②)	円

教示

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注 贈与により農地等を取得した日の属する年の翌年の3月15日(納期限)から3年を経過して、なお、この徴収猶予を継続して受けたい場合は、この納期限から3年を経過するごとの日までに「不動産取得税の徴収猶予の継続届出書」を提出してください。この届出書の提出がない場合は、その後の徴収の猶予は認められなくなります。ただし、贈与により取得した農地等の全部をこの不動産取得税の担保として提供されている場合は、提出する必要はありません。

第83号の4様式その2(第48条の2関係)

課 税 番 号	課 税 年 度

農地等の取得に係る不動産取得税の徴収猶予不許可通知書

住 所 年 月 日
 申請者
 (納税者)
 氏 名 様

福岡県

県税事務所長

印



あなたは、殿から贈与により取得した農地等に係る不動産取得税について、福岡県税条例付則第9条第1項の規定による徴収の猶予を受けたい旨の申請書を提出されましたが、次の理由により、その徴収の猶予は認められませんので通知します。

なお、徴収の猶予が認められないこととなった不動産取得税額 円を直ちに納付してください。

教示

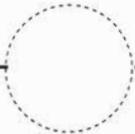
- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(徴収の猶予が認められない理由)

第八十三号の八様式を次のように改める。

第83号の8様式 (第48条の2関係)

受付印

年.....月.....日 福岡県 県税事務所長 殿	住所		
	フリガナ		
	氏名	印	
	電話	-	-
	個人番号	/	

代替農地等の取得に関する承認申請書
 不動産取得税の徴収猶予の適用に係る代替農地等の取得に関する承認について、福岡県税条例施行規則第48条の2第6項の規定により次のとおり申請します。

譲渡をした農地等	農地等の所在地			計
	農地等の地目及び面積		m ²	m ²
贈与を受けた年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
贈与の時の価額	円	円	円	
譲渡等の年月日及び態様	年 月 日()	年 月 日()	※態様— 譲渡・設定・贈与・転用・消滅等	
譲渡等の対価の額	円	円	円	
取得又は採草放牧地の見込みの農地	農地又は採草放牧地の所在地			
	農地又は採草放牧地の地目及び面積		m ²	m ²
	取得予定の年月日	年 月 日	年 月 日	
	取得価額の見積額	円	円	円

承認・却下通知書

第 号
 年 月 日
 印

様

上記の申請を承認(却下)します。 福岡県 県税事務所長

(却下の理由)

教示

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

注1 この申請書は、正副2通を提出すること。
 2 譲渡等があった日から1年を経過しても、その承認を受けた譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地若しくは採草放牧地の取得に充てられていない場合には、その部分に対応する不動産取得税額の全部又は一部は、その1年を経過する日から2か月を経過する日に猶予期限が確定します。

第八十三号の十様式を次のように改める。

第83号の10様式（第48条の2関係）

受付印		課 税 番 号		課 税 年 度			
 年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿		住 所					
		フリガナ		印			
		氏 名		電 話			
		個人番号					
一時的道路用地等としての貸付に関する承認申請書 一時的道路用地等の用に供するための特例農地等の貸付に関する承認について、福岡県税条例施行規則第48条の2第9項の規定により、次のとおり申請します。							
1		一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付を行った特例農地等に関する事項（明細は、付表のとおり）					
2		上記特例農地等の貸付に関する事項					
①一時的道路用地等の用に供する ために地上権等の設定に基づき貸 し付けた特例農地等に関する事項	貸付先（事業施行者）の名称		住 所	名 称			
	貸付期間		貸付を行った日		年 月 日		
	地 上 権 等 の 登 記 の 有 無		貸 付 期 限		年 月 日		
	賃 貸 料 の 金 額		有 ・ 無		有 ・ 無		
			円 ・ 無償				
②一時的道路用地等に係る事業名、使用目的							
3		一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日					
承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等については、平成 年 月 日までに自己等の農業の用に供する予定です。							
承 認 ・ 却 下 通 知 書							
様				第 年 月 日			
				印			
				福岡県 県税事務所長			
上記の申請を承認（却下）します。 （却下の理由）							
教示 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。							

注1 この申請書は、正副2通を提出すること。

注2 上記貸付期限の到来等により地上権等が消滅した後遅滞なく、当該受贈者が当該貸付農地等を農業の用に供する旨等を地上権等が消滅した日から2か月を経過しても所轄県税事務所長に届け出ていない場合、地上権等の消滅した日から2か月を経過する日に猶予期限が確定します。

一時的道路用地等としての貸付に関する承認申請書 (付表)

①贈与により特例農地等を取得した年月日	年 月 日
---------------------	-------

②一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例適用農地等の明細

番号	所在場所	地 目	貸付直前の 利用状況	面積	地上権等の 登記の有無
1				()m ² ----- m ²	有 ・ 無
2				()m ² ----- m ²	有 ・ 無
3				()m ² ----- m ²	有 ・ 無
4				()m ² ----- m ²	有 ・ 無
5				()m ² ----- m ²	有 ・ 無
合 計 面 積				()m ² ----- m ²	(/)m ²

上記の土地に係る租税特別措置法施行令第40条の6第40項に規定する主務大臣の認定書及び租税特別措置法施行規則第23条の7第27項に規定する契約書の写し・・・(別添のとおり)

③承認を受けて一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等とともに同一用途に供する土地等の貸付がある場合のその明細

所 在 場 所	地 目	面 積

※一筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、特例農地等の面積を上欄()内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

第八十三号の十九様式から第八十四号様式までを次のように改める。

第83号の19様式（第48条の3関係）

県たばこ税の納期限の延長申請書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div> 年 月 日 福岡県博多県税事務所長 殿	申 請 者	住所又は所在地			
		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印			
		法人番号 <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-top: 5px;"></div>			
		この申請を担当する者の氏名及び連絡先 電話 ()			
地方税法第74条の11第1項の規定により、次のとおり県たばこ税（ 年 月分）の納期限の延長を申請します。					
申告納付すべき税額 ①	①	円			
①のうち納期限内に納付する税額	②	円			
納期限の延長を受けようとする税額 ①-②		円			
申告書提出日		年 月 日			
法定納期限		年 月 日			
延長納期限		年 月 日			
納期限の延長申請の事由					
担 保 の 内 容	所在地		種類	数量	価額（円）
	保証人	住所	保証金額		
	氏名	職業	電話		
納期限の延長申請の事由となった売渡し等の内訳					
課税標準数量（売渡し等の本数）			税 額		
旧3級品以外	旧3級品	合計	旧3級品以外	旧3級品	合計
(ア) 本	(イ) 本	(ウ) 本	円	円	円

注 この申請書には、付表の納期限の延長申請の事由となった売渡し明細書及び納期限の延長申請の事由を証明する書類を添付すること。

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

第 83 号の 20 様式 (第 48 条の 4 関係)

年 月分県たばこ税納期限延長許可 (不許可) 通知書

第 年 年	月 月	号 日 日申請	住所又は 所在地
			氏名又は 名称

様

印

福岡県博多県税事務所長.....



下記のとおり決定したので通知します。なお、納期限を延長していないものについては、速やかに納めてください。

教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副 2 通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として (代表者は福岡県知事となります。) この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の (1) から (3) までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して 3 か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分 (審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年	月分	円
申告により納付すべき税額①		円
①のうち納期限内に納付する税額②		円
納期限の延長を受けようとする税額 (① - ②) ③		円
延長納期限	年 月 日	
提供する担保	種類	
	額	
	提供者名	

納期限延長の判定	<input type="checkbox"/> 許 可	不許可の理由
	<input type="checkbox"/> 不 許 可	

(延長納期限)
年 月 日

第84号様式（第49条関係）

ゴルフ場利用税等級決定通知書

第 年 月 日 号

登録番号 _____

特別徴収義務者

住 所
所在地 _____

氏 名
名 称 _____ 様

印

福岡県 県税事務所長

福岡県税条例第22条及び別表第2の規定に基づき、次のとおりゴルフ場利用税の等級及び税率を決定したので、通知します。

施 設	所 在 地	
	名 称	
等 級 及 び 税 率	級（1人1日の利用につき 円）	
等級の適用始期	年 月 日の利用から	

教示

1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第八十五号様式その一から第八十六号様式その二までを次のように改める。

第85号様式その2 (第50条関係)

登 録 番 号

※ 処 分 決 議 伺					
・ ・ 起案	係 員	係 長	課 長	副 所 長	所 長
・ ・ 決裁					
・ ・ 通知					

受 付 印

注 1 申請者は、 太ワクの 中だけを 記入して ください。 2 通常の利 用料金に ついては、 非会員料 を記入し てください。 3 大会の実 施及び出 場者添 付名簿を 添付し てください。	受 付 印 	法 人 番 号 _____	特別徴収義務者の住所又 は所在地 _____	印 	
	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日	特別徴収義務者の氏名又 は名称及び印 _____	福岡県 県税事務所長殿	この申請に応答する係及 び氏名並びに電話番号 (-)	

ゴルフ場利用税の軽減税率の適用申請書 (特定競技会用)

福岡県税条例第23条第1項に規定する軽減税率の適用を受けたいので、次のとおり申請します。

施 設	所在地	名 称			
利用料金が軽減となる競技会名					
利用料金 曜日等	通常の利 用 料 金 ①	軽 減 後 の 利 用 料 金 公 式 練 習 に よ る 利 用 ②	競 技 に よ る 利 用 ③	軽 減 率 公 式 練 習 に よ る 利 用 ②/①	競 技 に よ る 利 用 ③/①
	円	円	円	%	%
平 日					
土 曜 日					
日 休 日					
競 技 会 の 内 容	名 称				
	上記競技会の全国大会の名称				
	開 催 日	公 式 練 習 日		競 技 日	
		自 至	年 月 日 日間	自 至	年 月 日 日間
	出 場 人 員	人	出場者名簿	別添のとおり	大会要綱
競技参加料	出場選手一人あたり 円 (ゴルフ場利用料金を除く。)				
上記「競技会の内容」については、相違ないことを証明します。 年 月 日					
特定競技会主催者 住所 (又は所在地) 氏名 (又は名称) 電話番号 (-)					
印 					
判 定	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		不承認の場合の理由		

第86号様式その1 (第50条関係)

登 録 番 号

ゴルフ場利用税の軽減税率適用承認（不承認）通知書（早朝・薄暮用）

注
裏面をお読
みください。

	第 ___ 号		特別徴収義務者の 住所又は所在地				
年	月	日	特別徴収義務者の 氏名又は名称	殿			
年	月	日申請					
印							
福岡県 県税事務所長 _____							
下記のとおり決定したので通知します。							
施 設	所在地					名称	
曜日等	利用料金	通常の利用料金		②-①	軽減後の利用料金		軽 減 率
		会員①	非会員②	②	会員	非会員	会員 非会員
平 日	円	円	%	円	円	%	%
土 曜 日							
日 曜 日 休 日							
適 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間						
早朝又は薄暮に おける利用の時 間制限等							
※ 判 定	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認				不承認の場合の理由		

(裏)

注 意

- 1 福岡県税条例第23条の規定に反した場合は、承認を取り消すことがあります。
- 2 軽減税率の適用承認後、利用料金、適用期間等申請事項について変更する場合は、事前に県税事務所に届け出てください。

教 示

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所を経由して提出することとしてください。

- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
- （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- （3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第86号様式その2 (第50条関係)

登 録 番 号

ゴルフ場利用税の軽減税率適用承認 (不承認) 通知書 (特定競技会用)

注
裏面をお読み
ください。

	第 号	特別徴収義務者の 住所又は所在地		
年 月 日				
年 月 日	申請	特別徴収義務者の 氏名又は名称	様	
		印		
福岡県		県税事務所長 _____		
下記のとおり決定したので通知します。				
施 設	所在地	名称		
利用料金が 軽減となる 競技会名				
利用料金	通常の利用料金	軽減後の利用料金		軽 減 率
曜日等		公式練習に よる利用	競技による 利用	公式練習に よる利用
	①	②	③	②/①
平 日	円	円	円	%
土 曜 日				
日 曜 日 休 日				
競 技 会 の 内 容	名 称			
	上記競技会 の全国大会 の名称			
	開 催 日	公 式 練 習 日		競 技 日
		自 年 月 日 至 年 月 日	日間	自 年 月 日 至 年 月 日 日間
出 場 人 員	人	出場者名簿	別添のとおり	大会要綱
競 技 参 加 料	出場選手一人あたり _____ 円 (ゴルフ場利用料金を除く。)			
判 定	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認		不承認の場合の理由	

(裏)

注 意

- 1 福岡県税条例第23条の規定に反した場合は、承認を取り消すことがあります。
- 2 軽減税率の適用承認後、利用料金、適用期間等申請事項について変更する場合は、事前に県税事務所長に届け出てください。

教 示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第百十号様式を次のように改める。

第110号様式（第70条の2、第70条の3、第70条の4関係）

還 付 （ 免 除 ） 通 知 書					
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>様</p> <p>福岡県</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p>第 年 月 日 号</p> <p>印</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 50px; margin-left: auto;"></div> <p>県税事務所長</p> </div> </div>					
<p>年 月 日付で申請のあった 税の還付（納入義務の免除）について、下記のとおり決定したので、通知します。</p>					
<p>教示</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p style="padding-left: 20px;">ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p style="padding-left: 40px;">（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p style="padding-left: 40px;">（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p style="padding-left: 40px;">（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>					
判定		還付する・納入義務を免除する・還付（納入義務の免除）をしない			
処 分 の 内 容	徴収すべき 年 月	還付（免除） 申請 税 額	還付（免除） 決定 税 額	摘 要	備考(理由等)
	年 月				

第百十一号の三様式を次のように改める。

第111号の3様式（第71条関係）

県税条例第49条第1項第3号の課税免除決定通知書

(私立学校が所有する自動車のうち、専ら生徒の教育練習の用に供する自動車)

住所 氏名	第 年 月 日	
殿		
	福岡県	県税事務所長
		印 <div style="border: 1px dashed black; width: 80px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div>
年 月 日	申請があった下記について	承認 却下

したから通知します。

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

車両登録番号	課税免除適用 年 月 日	備 考
	. . .	

摘 要

第百二十三号の四様式を次のように改める。

第113号の4様式 (第72条の2関係)

第 号
年 月 日

様

福岡県 県税事務所長



自動車税第二次納税義務免除承認 (不承認) 通知書

さきに、申告があった自動車について、地方税法第11条の9第2項の規定により、下記のとおり免除する (しない) こととしたので通知します。

記

納付番号	登録番号 事実発生の日	買主(使用者)住所・氏名	年 度	第二次納税 義務賦課額	左のうち納付 義務免除額
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				
	・ ・				

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として (代表者は福岡県知事となります。) この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 ただし、次の (1) から (3) までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分 (審査請求に対する裁決) があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第百十六号様式を次のように改める。

第116号様式 (第75条関係)

鉾区税納税証明書交付申請書

申請者

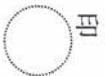
住所
(所在地) 名称
氏名



(法人の場合は代表者印)

鉾業権者又は
鉾業代理人

住所
(所在地) 名称
氏名



(法人の場合は代表者印)

個人番号又は法人番号
※個人番号は17桁あけて右詰で記載

鉾区所在地

種別

登録番号

福岡県

掘権登録

第

号

面積又は
延長

アール
メートル

税額

年度分
年度分
年度分

円
円
円

納付済
未納
納付済
未納
納付済
未納

滞納の事由

上記のとおり相違ないので証明書を交付してください。

年 月 日

福岡県 県税事務所殿

第百二十一号の四様式その一を次のように改める。

第121号の4様式その1（第78条の4関係）

様	第 号 年 月 日 印 福岡県 県税事務所長
---	---------------------------------

償却資産の価格決定通知書

標記について、地方税法第743条第1項の規定により下記のとおり通知します。

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

価 格 (A)	(A)のうち市町村が課する 課 税 標 準 額 (B)	(A) - (B) 県が課する課税標準額
円	円	円

摘 要

第百二十一号の五様式その一を次のように改める。

第121号の5様式その1 (第78条の5関係)

	第 号 年 月 日
様	福岡県 県税事務所長 印

償却資産の価格修正通知書

標記について、地方税法第743条第2項の規定により下記のとおり通知します。

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

	価 格 (A)	(A)のうち市町村が課する課税標準額 (B)	(A) - (B) 県が課する課税標準額
当 初 決 定 額	円	円	円
修 正 額	円	円	円
差 引 増 減 額	円	円	円

摘 要

第百二十一号の九様式及び第百二十一号の十様式を次のように改める。

第121号の9様式 (第61条関係)

譲渡担保財産の取得に係る自動車取得税の徴収猶予許可 (不許可、取消) 通知書						
申告者	住 所 (所在地)				決 議 番 号 お よ び 年 月 日	第 号 年 月 日
	氏 名 (名称)				照 合 番 号 登 録 (届 出) 年 月 日	第 号 年 月 日
譲渡担保財産の内容	登 録 番 号 (車 両 番 号)				徴 収 猶 予 通 知 年 月 日	年 月 日
	車 名	型 式	車 台 番 号	原 動 機 の 型 式	納 付 す べ き 金 額	円
					徴 収 猶 予 金 額	円
	自 動 車 の 種 別 お よ び 用 途				徴 収 猶 予 取 消 金 額	円
					徴 収 猶 予 取 消 金 額	円
譲渡担保財産設定者へ移転予定年月日	年 月 日			徴 収 猶 予 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで	
<p>申告者 殿 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">福 岡 県 県 税 事 務 所 長</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>年 月 日 申告の (付けで許可していた) 徴収猶予については、上記のとおり許可する (許可しない、取り消す) こととしたので通知します。</p> <p>教示</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として (代表者は福岡県知事となります。) この処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、次の (1) から (3) までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分 (審査請求に対する判決) があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>						
不許可 (取消) 理由 該当条項						

第121号の10様式（第61条関係）

第 号					
年度自動車取得税納税（付）義務免除通知書 （譲渡担保財産の取得、自動車の返還に係る自動車取得税）					
納 税 義 務 者	住 所				
	氏 名				
年 月 日申請のあった自動車取得税を下記のとおり免除する（しない）こととしたので通知します。					
納税通知書 又 は 照 合 番 号	年 度	免除前の税額	免除税額	免除後の税額	自動車の登録(届出)番号
摘 要					
年 月 日					
福岡県 県税事務所長 <div style="display: inline-block; border: 1px dashed black; width: 80px; height: 50px; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> 印 </div>					
教示 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。					

第百二十二号様式から第百二十五号様式までを次のように改める。

第122号様式（第63条関係）

仮特約業者指定申請に係る通知書			
申 請 者	氏名又は名称	事業者コード	様
	住所又は所在地		
<p style="text-align: center;">年 月 日付けで申請のあった仮特約業者の指定について、地方税法第144条の8第1項及び福岡県税条例第47条の5第1項の規定に基づき下記のとおり決定したので、通知します。</p> <p>教示</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p style="padding-left: 20px;">ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p style="padding-left: 40px;">（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p style="padding-left: 40px;">（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p style="padding-left: 40px;">（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><input type="checkbox"/> 年 月 日をもって仮特約業者に指定する</p> <p><input type="checkbox"/> 仮特約業者の指定をしない</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">印</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 福岡県 県税事務所長 <div style="border: 1px dashed black; width: 80px; height: 60px; margin-left: 20px;"></div> </div>			

注 1 仮特約業者の指定の有効期間は、指定の日から1年間です。

2 地方税法第144条の8第3項の規定に該当することとなったときは、仮特約業者の指定を取り消すことがあります。

3 特約業者の指定を受けようとするときは、なるべく早めに申請してください。

第124号様式（第64条関係）

特約業者指定申請に係る通知書			
申 請 者	氏名又は名称		事業者コード
	住所又は所在地		様
<p style="text-align: center;">年 月 日付で申請のあった特約業者の指定について、地方税法第144条の9第1項及び福岡県税条例第47条の6第1項の規定に基づき下記のとおり決定したので、通知します。</p> <p>教示</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p style="padding-left: 20px;">ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p style="padding-left: 40px;">（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p style="padding-left: 40px;">（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p style="padding-left: 40px;">（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><input type="checkbox"/> 年 月 日をもって特約業者に指定する</p> <p><input type="checkbox"/> 特約業者の指定をしない</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>第 号</p> <p>年 月 日</p> <p>印</p> <p style="margin-left: 100px;">福岡県 県税事務所長</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 80px; height: 50px; margin-left: 100px;"></div> </div>			

注 1 地方税法第144条の9第3項の規定に該当することとなったときは、特約業者の指定を取り消すことがあります。

2 特約業者の指定を受けたときは、地方税法第144条の15第1項の規定により事務所又は事業所が所在する都道府県知事等に対し軽油引取税の特別徴収義務者としての登録を申請しなければなりません。

第百三十号様式及び第百三十一号様式を次のように改める。

第130号様式（第65条関係）

軽油引取税特別徴収義務者登録消除通知書			
氏名又は名称	登録番号		事業者コード
様			
住所又は所在地			

あなたの軽油引取税の特別徴収義務者としての登録について、下記のとおり消除したので、地方税法第144条の15第3項及び福岡県税条例第47条の10第7項の規定に基づき通知します。

教示

1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

- 1 理由 特別徴収義務者としての登録の消除の申請がなされたこと
 特別徴収義務者でなくなったこと
 県内に事務所又は事業所がなくなったこと
 県内において軽油の納入を行わなくなって1年を経過すること

2 登録消除年月日 年 月 日

第 号
年 月 日
印

福岡県 県税事務所長



注 1 登録消除年月日の属する月の翌月以降は、軽油引取税の申告書を提出する必要はありません。

2 新たに納入の事実が発生した場合等福岡県税条例第47条の10第1項の規定に該当することとなった場合には、再度、登録申請書を提出してください。

第131号様式（第66条関係）

軽油引取税納税地指定通知書			
氏名又は名称	登録番号		事業者コード
住所又は所在地			
<p>あなたが申告し、納入すべき軽油引取税の納税地について、福岡県税条例第47条の12第2項の規定により下記のとおり指定したので、通知します。</p> <p>教示</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。</p> <p>（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>（3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>			
納 税 地	市 区 町 村		
納税地を管轄する 県 税 事 務 所	名 称	福岡県 県税事務所（ 課 係）	
	所在地		
第 号 年 月 日 印 福岡県知事			

備考 2部複写とし、上紙には伺い欄を設け、控えとすること。

第百三十四号様式を次のように改める。

第134号様式 (第70条関係)

受付印 	※ 処理 事項	下記のとおり 決定し、通知し てよろしいか	・ ・ 起案 ・ ・ 決議 ・ ・ 通知	決 裁		係員	係長	課長	
	年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿	申 請 者	法 人 番 号						
		登 録 番 号		事 業 者 コ ー ド					
氏 名 又 は 名 称 並 び に 代 表 者 名 及 び 印		(印)							
住 所 又 は 所 在 地									
応 答 部 署 名 及 び 担 当 者 氏 名		(局 番)							
年 月 分 軽油引取税徴収猶予申請書									
下記のとおり地方税法第144条の29第1項及び福岡県税条例第47条の19の規定による 軽油引取税の徴収猶予を受けたいので申請します。									
区 分	税 額	納 入 方 法	申 告 期 限						
① 申告納入額・計 (②+③)	円	年 月 日							
② 納期内 納入分	円	提供する担保 及び提供者名							
納期限 年 月 日									
③ 徴 収 猶 予 分	円								
徴収猶予の期間及び日数		③ の 内 訳							
1 月 猶予	円	1 現金 2 手形 (県内) 3 手形 (県外) 4 小切手							
から まで ・ ・ ・ 日									
2 月 猶予	円								
から まで ・ ・ ・ 日									
※ 処 理 事 項		注 1 この申請書は、地方税法施行規則第16号の10 様式による軽油引取税納入申告書を提出する際 に同時に提出してください。 2 附表の軽油売掛明細書を添付してください。 3 ※印の欄は、記入する必要はありません。							
判 定	<input type="checkbox"/> 許 可 <input type="checkbox"/> 不 許 可								判 定

第百三十七号の二様式から第百四十号様式までを次のように改める。

第137号の2様式（第70条の5関係）

軽油引取税に係る免税用途使用軽油承認書

第 号
年 月 日

申請者
様

印

県税事務所長

年 月 日申請の免税用途に供した軽油 リットルについて免税軽油として承認します。

この承認書は、免税取扱特別徴収義務者が地方税法第144条の31第4項又は第5項の規定による軽油引取税の還付又は納入義務の免除を受けるための申請書に添付してください。

教示

1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。

（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第138号様式（第70条の6関係）

製 造 不 承 認 通 知 書		
申 請 者	氏 名 又 は 名 称	様
	住 所 又 は 所 在 地	
申 請 の 概 要	製 造 を 行 う 年 月 日	
	製 造 す る 炭 化 水 素 油	性 状
	数 量	リットル
不 承 認 の 理 由		
<p style="text-align: center;">年 月 日付で申請のあった製造の承認については、上記の理由により承認しないこととしたので、通知します。</p> <p>教示</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p style="padding-left: 20px;">ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p style="padding-left: 40px;">（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。</p> <p style="padding-left: 40px;">（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p style="padding-left: 40px;">（3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>		
		第 号 年 月 日
福岡県		県税事務所長 <div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 60px; margin: 0 auto; text-align: center; vertical-align: middle;">印</div>

注 この処分に反して製造を行った場合は、罰せられます。

第139号様式（第70条の6関係）

燃料炭化水素油譲渡不承認通知書			
申請者	氏名又は名称		様
	住所又は所在地		
申請の概要	譲渡を行う年月日		
	燃料 炭化水素油	性状	
		数量	リットル
不承認の理由			

年 月 日付で申請のあった譲渡の承認については、上記の理由により承認しないこととしたので、通知します。

教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

印

福岡県

県税事務所長

注 この処分に反して譲渡を行った場合は、罰せられます。

第140号様式 (第70条の6 関係)

燃料炭化水素油消費不承認通知書		
申 請 者	氏 名 又 は 名 称	様
	住 所 又 は 所 在 地	
申 請 の 概 要	消 費 を 行 う 年 月 日	
	燃 料 炭 化 水 素 油	性 状
		数 量
不 承 認 の 理 由		

年 月 日付で申請のあった消費の承認については、上記の理由により承認しないこととしたので、通知します。

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。
 審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日
印

福岡県 県税事務所長

注 この処分に反して消費を行った場合は、罰せられます。

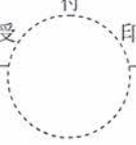
第百四十三号様式を次のように改める。

第143号様式（第92条関係）

（第1紙）

県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書

帳簿

受 付 印  年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿	※整理番号		
	申 請 者	(フリガナ) 住 所 又 は 居 所 (法人の場合) 主たる事務所又は 事業所の所在地	(電話番号 — —)
		(フリガナ) 名 称 (屋 号)	
		(法人の場合) 法 人 番 号	
		(フリガナ) 氏 名 (法人の場合) 代 表 者 氏 名	(印)
(フリガナ) (法人の場合) 代 表 者 住 所	(電話番号 — —)		

福岡県税条例第109条 (地方税法第748条) の承認を受けたいので、 同条例第111条第1項 (同法第750条第1項) の規定により申請します。
 福岡県税条例第110条第1項 (地方税法第749条第1項)

1 承認を受けようとする県税関係帳簿の種類、備付けを開始する日、保存場所、国税関係申請状況等

帳 簿 の 種 類		備 付 け 開 始 日	保 存 方 法	保 存 場 所	国 税 関 係 申 請 状 況
税 目	名 称 ・ 作 成 事 務 所 等				
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署

※ 欄 処 理	整 理 簿	同 時 提 出 申 請 書	回 付 先
	(摘 要)		

※印の欄は、記入する必要はありません。
 (1 / 4)

(第 1 紙の裏)

2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所					
都道府県名		所在地			
3 設立の日(新たに設立された法人が条例第111条第1項(法第750条第1項)ただし書の規定を適用しようとする場合)					
年 月 日					
4 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた県税関係帳簿の種類及びその年月日(この申請に係る県税関係帳簿について、電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合)					
区 分	対象となった帳簿の種類		届出書の提出 通知書の受理	年月日	対象となった保存方法
	税 目	名 称 ・ 作 成 事 務 所 等			
取りやめ届出 取消し通知				年 月 日	電磁的記録・COM
取りやめ届出 取消し通知				年 月 日	電磁的記録・COM
取りやめ届出 取消し通知				年 月 日	電磁的記録・COM
5 承認を受けようとする県税関係帳簿の作成に使用する電子計算機の概要					
区 分	メーカー名	機 種 名	台 数	運用形態	設 置 場 所 (委託運用の場合は、委託先の 名称及び所在地)
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
6 承認を受けようとする県税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要					
区 分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備 考
	メーカー名	商 品 名 等	所有者名等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					

(第 2 紙)

7 地方税法施行規則に定める要件を満たすためにとらうとする措置

《注意事項》

- 1 条例第109条(法第748条)の承認(電磁的記録による備付け及び保存の承認)を受けようとする場合は、(1)から(6)までに掲げる事項について記載する必要があります。
- 2 条例第110条第1項(法第749条第1項)の承認(電磁的記録による備付け及びCOMによる保存の承認)を受けようとする場合は、(1)から(11)までに掲げる事項について記載する必要があります。

電
磁
的
記
録
に
よ
る
保
存
等
・
C
O
M
に
よ
る
保
存
に
共
通
の
措
置

- (1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置(地方税法施行規則第25条第1項第1号イ関係)
 - データを直接に訂正し又は削除することができるが、その事実及び内容が自動的に記録されるシステムを使用する。
 - データを直接に訂正し又は削除できないシステムを使用し、訂正又は削除は、いわゆる反対仕訳(当初データの特定に必要な情報を付加)を入力することにより行う。
 - 上記以外の方法による。

[]

※ 該当する場合のみ記載してください。

 - ただし、入力日から [] 日間に限っては、訂正又は削除の事実及び内容を残さない(内部規程等でこの旨を定める)。
- (2) 追加入力した事実の確認に関する措置(地方税法施行規則第25条第1項第1号ロ関係)
 - 入力データに入力年月日の情報を自動的に付加する(付加した情報を訂正し又は削除することができない)システムを使用する。
 - 入力データに個々のデータを特定することができる情報[一連番号、伝票番号、その他()]を自動的に付加する(付加した情報を訂正し又は削除することができない)システムを使用する。
 - 上記以外の方法による。

[]
- (3) 県税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置(地方税法施行規則第25条第1項第2号関係)
 - [一連番号、伝票番号、その他()]により県税関係帳簿間の関連性を確認することができるようにする。
 - 上記以外の方法による。

[]
- (4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置(地方税法施行規則第25条第1項第3号関係)
 - 次の名称の書類を備え付ける。
 - ① システムの概要を記載した書類 []
 - ② システムの開発に際して作成した書類 []
 - ③ システムの操作説明書 []
 - ④ 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類(又は処理委託契約書)並びに電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類 []

[]
- (5) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置(地方税法施行規則第25条第1項第4号関係)
 - 電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明りょうな状態で、速やかに出力することができるようにする。
 - 上記以外の方法による。

[]

(第 2 紙の裏)

電磁的記録による保存に共通の措置	<p>(6) 検索機能の確保に関する措置（地方税法施行規則第25条第1項第5号関係）</p> <p><input type="checkbox"/> 記録項目を検索の条件として設定することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">検索の条件として設定することができる記録項目</th> <th style="width: 30%;">主 な 帳 簿 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/>取引年月日 <input type="checkbox"/>勘定科目 <input type="checkbox"/>取引金額 <input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/> 日付又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。</p> <p><input type="checkbox"/> 二以上の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる。</p>	検索の条件として設定することができる記録項目	主 な 帳 簿 名	<input type="checkbox"/> 取引年月日 <input type="checkbox"/> 勘定科目 <input type="checkbox"/> 取引金額 <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
検索の条件として設定することができる記録項目	主 な 帳 簿 名												
<input type="checkbox"/> 取引年月日 <input type="checkbox"/> 勘定科目 <input type="checkbox"/> 取引金額 <input type="checkbox"/>													
<input type="checkbox"/>													
<input type="checkbox"/>													
<input type="checkbox"/>													
<input type="checkbox"/>													
COMによる保存に固有の措置	<p>(7) COMの作成等に関する事務手続関係書類等の備付けに関する措置（地方税法施行規則第26条第1項第1号関係）</p> <p><input type="checkbox"/> COMの作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類として次の名称の書類を備え付ける。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; margin: 5px 0;"></div> <p><input type="checkbox"/> ①保存義務者（又は事務責任者）の電磁的記録が真正に出力され、COMが作成された旨を証する記載及び記名押印、②COMの作成責任者の記名押印、③COMの作成年月日が記載された書類を備え付ける。</p> <p>(8) COMの索引簿の備付けに関する措置（地方税法施行規則第26条第1項第2号関係）</p> <p><input type="checkbox"/> 帳簿の種類などを特定し、対応するCOMを探し出すことができる索引簿を備え付ける。</p> <p><input type="checkbox"/> 索引簿の備付けに代え、COMフィッシュのヘッダーに所要の事項を出力し、これをフィッシュアルバムに整然と収納する。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; margin: 5px 0;"></div> <p>(9) COMの索引の出力に関する措置（地方税法施行規則第26条第1項第3号関係）</p> <p><input type="checkbox"/> COMごとの記録事項の索引をそれぞれのCOMに出力する。</p> <p>(10) マイクロフィルムリーダプリンタの備付け及び出力に関する措置（地方税法施行規則第26条第1項第4号関係）</p> <p><input type="checkbox"/> COMの保存をする場所に出力のためのマイクロフィルムリーダプリンタを備え付けて、COMの内容をマイクロフィルムリーダプリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明りょうな状態で、速やかに出力することができるようにする。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; margin: 5px 0;"></div> <p>(11) 3年間の電磁的記録の並行保存又はCOMの検索機能の確保に関する措置（地方税法施行規則第26条第1項第5号関係）</p> <p><input type="checkbox"/> 上記（5）及び（6）の措置をとって電磁的記録を保存する。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記（6）の機能に相当するCOMの記録事項の検索をすることができる機能を確保する。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; margin: 5px 0;"></div>												
8 その他参考となる事項													

添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類 2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し） 3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類
------	---

(第3紙)

「県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書
帳簿」の記載要領等

この申請書用紙は、県税関係帳簿の電磁的記録による備付け並びに電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム（以下「COM」といいます。）による保存に必要な条例第109条又は第110条第1項の県税事務所長の承認を受けようとする場合に使用してください。

なお、電磁的記録による保存等の承認（条例第109条（法第748条））を受けている県税関係帳簿についてCOMによる保存に代えようとする場合の承認（条例第110条第2項（法第749条第2項）の承認）を受けようとするときには、これとは別様式の申請書用紙を使用してください。

1 申請期限等

(1) 申請期限

承認を受けようとする県税関係帳簿（以下「帳簿」といいます。）の備付けを開始する日（承認を受けようとする帳簿が2以上ある場合で、その備付けを開始する日が異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日）の3か月前の日までに、県税事務所長に提出してください。

(2) 提出部数

この申請書は、1部提出してください。

2 添付書類

この申請書には、次の書類を1部添付してください。

なお、複数の申請書（他の種類の申請書を含みます。）を提出する際に重複する添付書類については、いずれかの申請書に1部添付してください。

- ① 承認を受けようとする帳簿の作成等を行う電子計算機処理システムの概要を記載した書類
- ② 承認を受けようとする帳簿の作成等を行う電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類
- ③ 申請書の記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となる書類

(注) 1 申請者（保存義務者）が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用する場合は、①の書類を添付する必要はありません。

2 電子計算機処理を他の者に委託している場合は、②の書類に代えて、委託契約書の写しを添付してください。

3 各欄の記載要領

(1) 本文

電磁的記録による保存をしようとする場合は「福岡県税条例第109条（地方税法第748条）」の文字を、COMによる保存をしようとする場合は「第110条第1項（地方税法第749条第1項）」の文字をそれぞれ○で囲んでください。

(2) 「1 承認を受けようとする県税関係帳簿の種類、備付けを開始する日、保存場所、国税関係申請状況等」の各欄

イ 「帳簿の種類」欄

① 「税目」欄には、承認を受けようとする帳簿の保存義務等が課せられている税目を、例えば「軽油引取税」のように記載してください。

② 「名称・作成事務所等」欄には、承認を受けようとする帳簿の名称（名称による記載ができない場合は、保存義務等を規定している地方税法又は福岡県税条例の条項）を次のように記載してください。この場合、事務所又は事業所ごとに帳簿を作成している場合で、一部の事務所又は事業所について承認を受けようとするときは、名称のほか、その作成事務所等が明らかとなるように記載してください。

- (記載例) 1 仕訳帳、売上帳、仕入帳、総勘定元帳、売掛金元帳、買掛金元帳
2 仕訳帳（本店及び○○支店）、△△支店の売掛金元帳

ロ 「備付け開始日」欄には、承認を受けようとする帳簿の備付けを開始する日を記載してください。

ハ 「保存方法」欄は、電磁的記録による保存をしようとする場合は「電磁的記録」の文字を、COMによる保存をしようとする場合は「COM」の文字をそれぞれ○で囲んでください。

ニ 「保存場所」欄には、承認を受けようとする帳簿に係る保存媒体の保存場所を記載してください。

ホ 「国税関係申請状況」欄は、国税関係帳簿を兼ねる帳簿について、電磁的記録等による保存を未だ申請していない場合は「未」の文字を、申請している場合（同時に申請する場合も含みます。）は「済」の文字をそれぞれ○で囲むとともに、申請を行った税務署名を記載してください。

(3) 「2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所」欄には、主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所が福岡県以外にある場合にその都道府県名及び事務所又は事業所の所在地を記載してください。

なお、軽油引取税の製造等に係る申請については、記載の必要はありません。

(第3紙の裏)

- (4) 「4 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた県税関係帳簿の種類及びその年月日」の各欄については、該当する文字を○で囲むとともに、「対象となった帳簿の種類」欄は(2)イの要領で記載してください。
- (5) 「5 承認を受けようとする県税関係帳簿の作成に使用する電子計算機の概要」の各欄
- イ 「区分」欄は、該当する文字を○で囲んでください。
 なお、該当する区分がない場合は、かっこ内に記載してください。
- ロ 「メーカー名」、「機種名」及び「台数」の各欄には、電子計算機のメーカー名、機種名及び台数をそれぞれ記載してください。
- ハ 「運用形態」欄は、電子計算機処理の運用形態に応じて「自己」又は「委託」のいずれかを○で囲んでください。
- ニ 「設置場所」欄には、電子計算機の設置場所を記載してください。
 なお、「運用形態」欄で「委託」に○を付した場合は、委託先の名称及び所在地を記載してください。
- (6) 「6 承認を受けようとする県税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要」の各欄
- イ 「区分」欄は、該当する文字を○で囲んでください。
 なお、該当する区分がない場合は、かっこ内に、例えば「関係法人のシステム」のように記載してください。
- ロ 市販プログラムを使用する場合には、「メーカー名」及び「商品名等」の各欄に使用するプログラムのメーカー名及び商品名等をそれぞれ記載してください。
- ハ 市販プログラム以外のプログラムを使用する場合には、「所有者名等」及び「プログラム言語」の各欄に使用するプログラムの所有者名等及びプログラム言語をそれぞれ記載してください。
- ニ 自己が開発したプログラム(他の者に委託して開発したプログラムを含みます。)以外のプログラムを使用する場合は、「備考」欄にメーカー又は所有者等の所在地又は住所を記載してください。
- (7) 「7 地方税法施行規則に定める要件を満たすためにとらうとする措置」の各欄
- イ 共通の記載方法
- ① 申請者がとらうとする措置に応じて対応する文言の□(チェック欄)にレ印を付して表示してください。
- ② []内は、必要に応じて該当事項を具体的に記載してください。
- ロ 個別の記載方法
- ① 「(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置」欄は、訂正又は削除の履歴を保存しない期間を内部規程等により定めている場合には、併せてその期間(日数)をかっこ内に記載してください。
- ② 「(2) 追加入力した事実の確認に関する措置」欄は、入力データに個々のデータを特定することができる情報を付加するシステムを使用する場合には、その特定することができる情報を選択し又は記載してください。
- ③ 「(3) 県税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置」欄は、特定の情報により関連性を確認することができるようにしている場合には、その情報を選択し又は記載してください。
- ④ 「(4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置」欄は、具体的な書類の名称を記載してください。この場合、自己が開発したプログラム(他の者に委託して開発したプログラムを含みます。)以外のプログラムを使用するときは、①システムの概要を記載した書類及び②システムの開発に際して作成した書類については、記載する必要はありません。
- ⑤ 「(6) 検索機能の確保に関する措置」欄は、検索の条件として設定することができる記録項目及び主な帳簿名を記載してください。
 なお、検索の条件として設定することができる記録項目が一致する場合には、同一欄にその帳簿名をまとめて記載してください。
- (8) 「8 その他参考となる事項」欄には、例えば、課税期間の定めのある帳簿について、課税期間の初日以外の日を備付けを開始する日とする場合には、その日を備付けを開始する日とする理由を次のように記載してください。
- (記載例) 平成○年○月○日に開業する予定のため
- また、国税関係帳簿を兼ねる帳簿について、電磁的記録等による保存を申請している場合(同時に申請する場合も含みます。)において、当該国税関係の申請書に記載した「その他参考となる事項」については、同じ内容をこの欄に記載してください。

第百四十五号様式から第百五十一号様式までを次のように改める。

第 145 号様式 (第 94 条関係)

(第 1 紙)

県税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力
マイクロフィルムによる保存の承認申請書

中途

受 付 印 年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿		※整理番号	
		申	(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 主たる事務所又は事業所の所在地 (電話番号 - -)
		請	(フリガナ) 名称 (屋号)
		者	(法人の場合) 法人番号
		者	(フリガナ) 氏 名 (法人の場合) 代表者氏名
		(フリガナ) (法人の場合) 代表者住所 (電話番号 - -)	

福岡県税条例第 110 条第 2 項 (地方税法第 749 条第 2 項) の承認を受けたいので、同条例第 111 条第 1 項 (法第 750 条第 1 項) の規定により申請します。

1 承認を受けようとする県税関係帳簿の種類、電磁的記録の保存に代える日、保存場所及び国税関係申請状況

帳簿の種類		電磁的記録の保存に代える日	保存場所	国税関係申請状況
税目	名称・作成事務所等	(当初の承認を受けた年月日等)		
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署

※処理欄	整理簿	同時提出申請書	回付先
	(摘要)		

※印の欄は、記入する必要はありません。
(1/4)

(第 1 紙の裏)

2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所					
都道府県名		所 在 地			
3 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた県税関係帳簿の種類及びその年月日（この申請に係る県税関係帳簿について、電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合）					
区 分	対 象 と な っ た 帳 簿 の 種 類		届出書の提出 通知書の受理	年 月 日	対 象 と な っ た 保 存 方 法
	税 目	名 称 ・ 作 成 事 務 所 等			
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日		電磁的記録・COM
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日		電磁的記録・COM
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日		電磁的記録・COM
4 COMによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする期間					
① 保存期間のうち保存期間の初日から（ ）が経過した日以後の期間					
② 保存期間の全期間					
5 承認を受けようとする県税関係帳簿の作成に使用する電子計算機の概要					
区 分	メ ー カ ー 名	機 種 名	台 数	運 用 形 態	設 置 場 所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)
コンピ ュ ー タ ・ プ リ ン タ ()			台	自己・委託	
コンピ ュ ー タ ・ プ リ ン タ ()			台	自己・委託	
コンピ ュ ー タ ・ プ リ ン タ ()			台	自己・委託	
コンピ ュ ー タ ・ プ リ ン タ ()			台	自己・委託	
コンピ ュ ー タ ・ プ リ ン タ ()			台	自己・委託	
6 承認を受けようとする県税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要					
区 分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備 考
	メ ー カ ー 名	商 品 名 等	所 有 者 名 等	プ ロ グ ラ ム 言 語	
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					

(2/4)

7 地方税法施行規則に定める要件を満たすためにとろうとする措置	
<p>-----《注意事項》-----</p> <p>条例第 109 条（法第 748 条）の承認（県税関係帳簿の電磁的記録による保存等の承認）を受けている帳簿について承認を受けようとする場合は、（1）から（11）までに掲げる事項について記載する必要があります。</p>	
帳簿の保存等の措置	<p>（1）訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置（地方税法施行規則第 25 条第 1 項第 1 号イ関係）</p> <p><input type="checkbox"/> データを直接に訂正し又は削除することができるが、その事実及び内容が自動的に記録されるシステムを使用する。</p> <p><input type="checkbox"/> データを直接に訂正し又は削除することができないシステムを使用し、訂正又は削除は、いわゆる反対仕訳（当初データの特定に必要な情報を付加）を入力することにより行う。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p> <p>[]</p> <p>※ 該当する場合のみ記載してください。</p> <p><input type="checkbox"/> ただし、入力日から [] 日間に限っては、訂正又は削除の事実及び内容を残さない（内部規程でこの旨を定める）。</p>
	<p>（2）追加入力した事実の確認に関する措置（地方税法施行規則第 25 条第 1 項第 1 号ロ関係）</p> <p><input type="checkbox"/> 入力データに入力年月日の情報を自動的に付加する（付加した情報を訂正し又は削除することができない）システムを使用する。</p> <p><input type="checkbox"/> 入力データに個々のデータを特定することができる情報〔<input type="checkbox"/>一連番号、<input type="checkbox"/>伝票番号、<input type="checkbox"/>その他（ ）〕を自動的に付加する（付加した情報を訂正し又は削除することができない）システムを使用する。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p> <p>[]</p>
	<p>（3）県税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置（地方税法施行規則第 25 条第 1 項第 2 号関係）</p> <p><input type="checkbox"/> 〔<input type="checkbox"/>一連番号、<input type="checkbox"/>伝票番号、<input type="checkbox"/>その他（ ）〕により県税関係帳簿間の関連性を確認することができるようにする。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p> <p>[]</p>
	<p>（4）システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置（地方税法施行規則第 25 条第 1 項第 3 号関係）</p> <p><input type="checkbox"/> 次の名称の書類を備え付ける。</p> <p>① システムの概要を記載した書類 []</p> <p>② システムの開発に際して作成した書類 []</p> <p>③ システムの操作説明書 []</p> <p>④ 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類（又は処理委託契約書）及び電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類 []</p>
	<p>（5）ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置（地方税法施行規則第 25 条第 1 項第 4 号関係）</p> <p><input type="checkbox"/> 電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明りょうな状態で、速やかに出力することができるようにする。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p> <p>[]</p>

(第 2 紙の裏)

(6) 検索機能の確保に関する措置 (地方税法施行規則第 25 条第 1 項第 5 号関係、第 25 条第 2 項関係)

記録項目を検索の条件として設定することができる。

検索の条件として設定することができる記録項目				主な帳簿名
<input type="checkbox"/> 取引年月日	<input type="checkbox"/> 勘定科目	<input type="checkbox"/> 取引金額	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

日付又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。

二以上の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる。

(7) COMの作成等に関する事務手続関係書類等の備付けに関する措置 (地方税法施行規則第 26 条第 1 項第 1 号関係)

COMの作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類として次の名称の書類を備え付ける。

[

①保存義務者(又は事務責任者)の電磁的記録が真正に出力され、COMが作成された旨を証する記載及び記名押印、②COMの作成責任者の記名押印、③COMの作成年月日が記載された書類を備え付ける。

(8) COMの索引簿の備付けに関する措置 (地方税法施行規則第 26 条第 1 項第 2 号関係、第 26 条第 2 項関係)

帳簿の種類などを特定し、対応するCOMを探し出すことができる索引簿を備え付ける。

索引簿の備付けに代え、COMフィッシュのヘッダーに所要の事項を出力し、これをフィッシュアルバムに整然と収納する。

上記以外の方法による。

[

(9) COMの索引の出力に関する措置 (地方税法施行規則第 26 条第 1 項第 3 号関係)

COMごとの記録事項の索引をそれぞれのCOMに出力する。

(10) マイクロフィルムリーダープリンタの備付け及び出力に関する措置 (地方税法施行規則第 26 条第 1 項第 4 号関係)

COMの保存をする場所に出力のためのマイクロフィルムリーダープリンタを備え付けて、COMの内容をマイクロフィルムリーダープリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明りょうな状態で、速やかに出力することができるようにする。

上記以外の方法による。

[

(11) 3年間の電磁的記録の並行保存又はCOMの検索機能の確保に関する措置 (地方税法施行規則第 26 条第 1 項第 5 号関係)

※ 次の措置をとろうとする場合は、(5)又は(6)についても記載してください。

上記(5)及び(6)の措置をとって電磁的記録を保存する。

上記(6)の機能に相当するCOMの記録事項の検索をすることができる機能を確保する。

上記以外の方法による。

[

8 その他参考となる事項

添付書類	1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類 2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類(当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し) 3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類
------	---

(第 3 紙)

**「県税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力
マイクロフィルムによる保存の承認申請書 [中途]」の記載要領等**

この申請書用紙は、電磁的記録等による保存等の承認を受けている県税関係帳簿について、電磁的記録による保存を電子計算機出力マイクロフィルム（以下「COM」といいます。）による保存に代えるのに必要な条例第 110 条第 2 項の県税事務所長の承認を受けようとする場合に使用してください。

なお、県税関係帳簿について、はじめて電磁的記録等による保存等をしようとする場合の条例第 109 条（法第 748 条）の承認又は条例第 110 条第 1 項（法第 749 条第 1 項）の承認を受けようとするときは、これとは別様式の申請書用紙を使用してください。

1 申請期限等**(1) 申請期限**

承認を受けようとする県税関係帳簿（以下「帳簿」といいます。）の COM による保存をもって電磁的記録の保存に代える日（承認を受けようとする帳簿が 2 以上ある場合で、その保存に代える日が異なるときは、最初に到来する保存に代える日）の 3 か月前の日までに、県税事務所長に提出してください。

(2) 提出部数

この申請書は、1 部提出してください。

2 添付書類

この申請書には、次の書類を 1 部添付してください。

- ① 承認を受けようとする帳簿の作成等を行う電子計算機処理システムの概要を記載した書類
- ② 承認を受けようとする帳簿の作成等を行う電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類
- ③ 申請書の記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となる書類

- (注) 1 申請者（保存義務者）が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用する場合は、①の書類を添付する必要はありません。
2 電子計算機処理を他の者に委託している場合は、②の書類に代えて、委託契約書の写しを添付してください。

3 各欄の記載要領

- (1) 「1 承認を受けようとする県税関係帳簿の種類、電磁的記録の保存に代える日、保存場所及び国税関係申請状況」の各欄

イ 「帳簿の種類」欄

- ① 「税目」欄には、承認を受けようとする帳簿の保存義務等が課せられている税目の名称を、例えば「軽油引取税」のように記載してください。
- ② 「名称・作成事務所等」欄には、承認を受けようとする帳簿の名称（名称により記載できない場合は、保存義務等を規定している地方税法又は福岡県税条例の条項）を次のように記載してください。この場合、事務所又は事業所ごとに帳簿を作成している場合で、一部の事務所又は事業所について承認を受けようとするときは、名称のほか、その作成事務所等が明らかとなるように記載してください。

(記載例) 1 仕訳帳、売上帳、仕入帳、総勘定元帳、売掛金元帳、買掛金元帳

2 仕訳帳（本店及び〇〇支店）、△△支店の売掛金元帳

- ロ 「電磁的記録の保存に代える日（当初の承認を受けた年月日等）」欄には、承認を受けようとする帳簿の COM による保存をもって電磁的記録の保存に代える日を記載してください。

また、かっこ内には、その帳簿について電磁的記録による保存等の承認を受けた年月日又は承認があったとみなされた年月日を記載してください。

- ハ 「保存場所」欄には、承認を受けようとする帳簿に係る保存媒体の保存場所を記載してください。

ニ 「国税関係申請状況」欄は、国税関係帳簿を兼ねる帳簿について、電磁的記録に代える COM による保存を未だ申請していない場合は「未」の文字を、申請している場合（同時に申請する場合も含まれます。）は「済」の文字をそれぞれ〇で囲むとともに、申請を行った税務署名を記載してください。

- (2) 「2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所」欄には、主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所が福岡県以外にある場合にその都道府県名及び事務所又は事業所の所在地を記載してください。

なお、軽油引取税の製造等による申請の場合、記載の必要はありません。

- (3) 「3 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた県税関係帳簿の種類及びその年月日」の各欄については、該当する文字を〇で囲むとともに、「対象となった帳簿の種類」欄は(1)イの要領で記載してください。

- (4) 「4 COM による保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする期間」欄は、COM による保存をしようとする期間のいずれかの番号を〇で囲んでください。

また、①に〇を付した場合は、かっこ内に特定する期間（保存期間の初日から COM による保存を開始する日までの期間）を記載してください。

(第3紙の裏)

- (5) 「5 承認を受けようとする県税関係帳簿の作成に使用する電子計算機の概要」の各欄
- イ 「区分」欄は、該当する文字を○で囲んでください。
なお、該当する区分がない場合は、かっこ内に記載してください。
 - ロ 「メーカー名」、「機種名」及び「台数」の各欄には、電子計算機のメーカー名、機種名及び台数をそれぞれ記載してください。
 - ハ 「運用形態」欄は、電子計算機処理の運用形態に応じて「自己」又は「委託」のいずれかを○で囲んでください。
 - ニ 「設置場所」欄には、電子計算機の設置場所を記載してください。
なお、「運用形態」欄で「委託」に○を付した場合は、委託先の名称及び所在地を記載してください。
- (6) 「6 承認を受けようとする県税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要」の各欄
- イ 「区分」欄は、該当する文字を○で囲んでください。
なお、該当する区分がない場合は、かっこ内に、例えば「関係法人のシステム」のように記載してください。
 - ロ 市販プログラムを使用する場合には、「メーカー名」及び「商品名等」の各欄に使用するプログラムのメーカー名及び商品名等をそれぞれ記載してください。
 - ハ 市販プログラム以外のプログラムを使用する場合には、「所有者名等」及び「プログラム言語」の各欄に使用するプログラムの所有者名等及びプログラム言語をそれぞれ記載してください。
 - ニ 自己が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用する場合は、「備考」欄にメーカー又は所有者等の所在地又は住所を記載してください。
- (7) 「7 施行規則に定める要件を満たすためにとらうとする措置」の各欄
- イ 共通の記載方法
 - ①申請者がとらうとする措置に応じて対応する文言の□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。
 - ② [] 内は、必要に応じて該当事項を具体的に記載してください。
 - ロ 個別の記載方法
 - ① 「(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置」欄は、訂正又は削除の履歴を保存しない期間を内部規程等により定めている場合には、併せてその期間（日数）をかっこ内に記載してください。
 - ② 「(2) 追加入力した事実の確認に関する措置」欄は、入力データに個々のデータを特定することができる情報を付加するシステムを使用する場合には、その特定することができる情報を選択し又は記載してください。
 - ③ 「(3) 県税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置」欄は、特定の情報により関連性を確認することができるようにしている場合には、その情報を選択し又は記載してください。
 - ④ 「(4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置」欄は、具体的な書類の名称を記載してください。この場合、自己が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用するときは、①システムの概要を記載した書類及び②システムの開発に際して作成した書類については、記載する必要はありません。
 - ⑤ 「(6) 検索機能の確保に関する措置」欄は、検索の条件として設定することができる記録項目及び主な帳簿名を記載してください。
なお、検索の条件として設定することができる記録項目が一致する場合には、同一欄にその帳簿名をまとめて記載してください。
 - ⑥ 「(11) 3年間の電磁的記録の並行保存又はCOMの検索機能の確保に関する措置」欄は、「4 空COMによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする期間」が全保存期間中の3年目までの期間を含む場合にのみ記載してください。
- (8) 「8 その他参考となる事項」欄には、この申請書の内容に関して参考となる事項を記載してください。
また、国税関係帳簿を兼ねる帳簿について、電磁的記録に代えるCOMによる保存を申請している場合（同時に申請する場合も含みます。）において、当該国税関係の申請書に記載した「その他参考となる事項」については、同じ内容をこの欄に記載してください。

第146号様式 (第95条関係)

県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認(却下)通知書							
申請者	住所又は居所 (法人の場合) 主たる事務所又は 事業所の所在地						
	氏名 (法人の場合) 代表者氏名						
承認を受けようとする県税関係帳簿の種類等							
税目	帳簿の種類 名称・作成事 務所等		備付け開始日 保存に 代える日	保存方法	保存場所	申請区分	処分内容
				年 月 日	電磁的記録 COM		帳簿・中途 移転
			年 月 日	電磁的記録 COM		帳簿・中途 移転	承認 却下
			年 月 日	電磁的記録 COM		帳簿・中途 移転	承認 却下
			年 月 日	電磁的記録 COM		帳簿・中途 移転	承認 却下
			年 月 日	電磁的記録 COM		帳簿・中途 移転	承認 却下
			年 月 日	電磁的記録 COM		帳簿・中途 移転	承認 却下
却下した理由							
<p>年 月 日付けで申請のあった県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る申請について、上記のとおり決定したので、福岡県税条例第111条第3項（地方税法第750条第3項）・福岡県税条例第113条第3項（地方税法第752条第3項）の規定により通知します。</p> <p>教示</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。 （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 （3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>							
				第 号			
				年 月 日			
				印			
				福岡県 県税事務所長 			

第147号様式（第96条関係）

(表)

第 年 月 日 号

_____ 知事 殿

福岡県 _____ 県税事務所長

県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認に係る通知書

このことについて、下記の申請者につき、 年 月 日付けで県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認をしたので、福岡県税条例第111条第5項（地方税法第750条第5項）・福岡県税条例第113条第6項（地方税法第752条第6項）の規定により通知します。

記

申 請 者	(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 主たる事務所又は 事業所の所在地	(電話番号 — —)
	(フリガナ) 名称(屋号)	
	(フリガナ) 氏 名 (法人の場合) 代表者氏名	
	(フリガナ) (法人の場合) 代表者住所	(電話番号 — —)

1 承認をした県税関係帳簿の種類等

帳簿の種類		備付け開始日・保 存に代える日等	保存方法	保存場所	国税関係 申請状況
税目	名称・作成事務所等				
		年 月 日	電磁的記録 COM		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 COM		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 COM		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 COM		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 COM		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 COM		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 COM		未・済 税務署

(裏)

2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所					
都道府県名		所在地			
3 設立の日（新たに設立された法人が条例第111条第1項（法第750条第1項）ただし書きの規定を適用した日					
年 月 日					
4 取りやめの届出書が提出され、又は取消しの通知をした県税関係帳簿の種類及びその年月日（この申請に係る県税関係帳簿について、電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書が提出され、又は承認を取り消した後に、再び、承認を受けようとする場合）					
区分	対象となった帳簿の種類		届出書の提出 年月日	届出書の提出 通知書の受理	対象となった 保存方法
	税目	名称・作成事務所等			
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日		電磁的記録・COM
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日		電磁的記録・COM
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日		電磁的記録・COM
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日		電磁的記録・COM
5 承認を受けようとする県税関係帳簿の作成に使用する電子計算機の概要					
区分	メーカー名	機種名	台数	運用形態	設置場所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
6 承認を受けようとする県税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要					
区分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備考
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					

(2/2)

第148号様式（第97条関係）

(表)

県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書

付
受 印

<p>年 月 日</p> <p>福岡県</p> <p>_____ 県税事務所長 殿</p>	申 請 者	(フリガナ) 住 所 又 は 居 所 (法人の場合) 主たる事務所又は 事業所の所在地	(電話番号 — —)	
		(フリガナ) 名 称 (屋 号)		
		(法人の場合) 法 人 番 号		
		(フリガナ) 氏 名		
		(法人の場合) 代 表 者 氏 名	(印)	
		(フリガナ) (法人の場合) 代 表 者 住 所	(電話番号 — —)	

※整理番号

次の県税関係帳簿について電磁的記録等による保存等を取りやめますので、福岡県税条例第112条第1項（地方税法第751条第1項）の規定により届け出ます。

1 電磁的記録等による保存等をやめようとする県税関係帳簿の種類等

帳簿の種類		当初の承認を受けた 年月日等	保 存 方 法	保 存 場 所	国税関係 届出状況
税 目	名称・作成事務所等				
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		未・済 税務署
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		未・済 税務署
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		未・済 税務署

2 電磁的記録等による保存等をやめようとする理由

.....

.....

.....

3 その他参考となる事項

.....

※処理欄	整 理 簿	同 時 提 出 申 請 書	回 付 先
		(摘 要)	

※印の欄は、記載する必要はありません。

(裏)

「県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書」の記載要領等

この届出書用紙は、電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム（以下「COM」といいます。）による保存等（以下「電磁的記録等による保存等」といいます。）の承認を受けている県税関係帳簿（以下「帳簿」といいます。）について、電磁的記録等による保存等をやめようとして、県税事務所にその旨を届け出る場合に使用してください。

【注意事項】

条例第109条（法第748条）及び条例第110条第1項（法第749条第1項）の承認を受けている帳簿の電磁的記録等による保存等の取りやめの場合

この届出書を提出した日から、原則としてすべて書面により（電磁的記録又はCOMによる保存等をしているものについては書面に出力して）保存をすることとなりますのでご注意ください。

1 届出期限等

(1) 届出期限

電磁的記録等による保存等をやめようとする場合には、あらかじめ県税事務所に提出してください。

(2) 提出部数

この届出書は、1部提出してください。

2 各欄の記載要領

(1) 「1 電磁的記録等による保存等をやめようとする県税関係帳簿の種類等」の各欄

イ 「帳簿の種類」欄

① 「税目」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿の保存義務等が課せられている税目を、例えば「軽油引取税」のように記載してください。

② 「名称・作成事務所等」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿の名称（名称により記載できない場合は、保存義務等を規定している地方税法又は福岡県税条例の条項）を次のように記載してください。この場合、事務所又は事業所ごとに作成している帳簿については、名称のほか、その作成事務所等が明らかとなるように記載してください。

(記載例) 1 仕訳帳、売上帳、仕入帳、総勘定元帳、売掛金元帳、買掛金元帳

2 仕訳帳（本店及び〇〇支店）、△△支店の売掛金元帳

ロ 「当初の承認を受けた年月日等」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿について電磁的記録等による保存等の承認を受けた年月日又は承認があったとみなされた年月日を記載してください。

ハ 「保存方法」欄は、電磁的記録による保存等をやめようとする場合は「電磁的記録」の、COMによる保存をやめようとする場合は「COM」の文言の前の□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。

なお、条例第110条第2項（法第749条第2項）の承認（電磁的記録による保存からCOMによる保存への保存方法の変更の承認）を受けている帳簿について、COMによる保存をやめようとする場合で、条例第109条（法第748条）（帳簿の場合）の規定による電磁的記録の保存等の承認も併せて取りやめるときは、両方の文言の前の□（チェック欄）にレ印を付すとともに、「当初の承認を受けた年月日等」欄に条例第109条（法第748条）の承認年月日と条例第110条第2項（法第749条第2項）の承認年月日を併記してください。

ニ 「保存場所」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿に係る保存媒体の保存場所を記載してください。

ホ 「国税関係届出状況」欄は、国税関係帳簿を兼ねる帳簿について、電磁的記録等による保存等の取りやめを未だ届け出していない場合は「未」の文字を、届け出ている場合（同時に届け出る場合も含まれます。）は「済」の文字をそれぞれ○で囲むとともに、届出を行った税務署名を記載してください。

(2) 「2 電磁的記録等による保存等をやめようとする理由」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする理由を記載してください。

(3) 「3 その他参考となる事項」欄

イ 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所が福岡県以外にある場合は、その都道府県名及び事務所又は事業所の所在地を記載してください。

ロ 条例第110条第2項（法第749条第2項）の承認（電磁的記録による保存からCOMによる保存への保存方法の変更の承認）を受けている帳簿書類について、COMによる保存をやめようとする場合で、条例第109条（法第748条）（帳簿の場合）の規定により、引き続き電磁的記録による保存等をするときは、その旨を記載してください。

第149号様式（第97条関係）

(表)

県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の変更の届出書

<p style="text-align: center;">付 受 印</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>福岡県</p> <p>_____ 県税事務所長 殿</p>		※整理番号				
		申 請 者	(フリガナ) 住 所 又 は 居 所 (法人の場合) 主たる事務所又は 事業所の所在地	(電話番号 — —)		
			(フリガナ) 名 称 (屋 号)			
			(法人の場合) 法 人 番 号			
			(フリガナ) 氏 名 (法人の場合) 代 表 者 氏 名	(印)		
	(フリガナ) (法人の場合) 代 表 者 住 所	(電話番号 — —)				
<p>次の事項を変更することとしたので、福岡県税条例第112条第2項（地方税法第751条第2項）の規定により届け出ます。</p>						
1 変更しようとする事項に係る県税関係帳簿の種類等						
帳簿の種類		変更しようとする日 (当初の承認を受けた年月日等)	保 存 方 法	保 存 場 所	国税関係 届出状況	
税 目	名称・作成事務所等					
		年 月 日 (年 月 日)	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		未・済 税務署	
		年 月 日 (年 月 日)	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		未・済 税務署	
		年 月 日 (年 月 日)	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		未・済 税務署	
2 変更しようとする事項及び変更の内容						
変 更 事 項		変 更 の 内 容				
3 その他参考となる事項						
※ 処 理 欄	整 理 簿	同 時 提 出 申 請 書		回 付 先		
	(摘 要)					

※印の欄は、記入する必要はありません。

(裏)

「県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の変更の届出書」の記載要領等

この届出書用紙は、電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム（以下「COM」といいます。）による保存等（以下「電磁的記録等による保存等」といいます。）の承認を受けている県税関係帳簿（以下「帳簿」といいます。）について、申請書（申請書に添付した書類を含みます。）に記載した事項（帳簿の種類を除きます。）の変更をしようとして、県税事務所にその旨を届け出る場合に使用してください。

1 届出期限等

(1) 届出期限

申請書に記載した事項を変更しようとする場合には、あらかじめ県税事務所に提出してください。

(2) 提出部数

この届出書は、1部提出してください。

(3) 添付書類

申請書に添付した書類に記載した事項の変更をしようとする場合は、変更後の書類を添付してください。

2 各欄の記載要領

(1) 「1 変更しようとする事項に係る県税関係帳簿の種類等」の各欄

イ 「帳簿の種類」欄

① 「税目」欄には、変更しようとする事項に係る帳簿の保存義務等が課せられている税目を、例えば「軽油引取税」のように記載してください。

② 「名称・作成事務所等」欄には、変更しようとする事項に係る帳簿の名称（名称により記載できない場合は、保存義務等を規定している地方税法又は福岡県税条例の条項）を次のように記載してください。

（記載例）1 仕訳帳、売上帳、仕入帳、総勘定元帳、売掛金元帳、買掛金元帳

2 仕訳帳（本店及び〇〇支店）、△△支店の売掛金元帳

ロ 「変更しようとする日（当初の承認を受けた年月日等）」欄には、帳簿の電磁的記録等による保存等を変更しようとする日を記載してください。

また、かつこ内には、その帳簿について電磁的記録等による保存等の承認を受けた年月日又は承認があったとみなされた年月日を記載してください。

ハ 「保存方法」欄は、変更しようとする事項に係る帳簿の保存方法が、電磁的記録による保存の場合は「電磁的記録」の、COMによる保存の場合は「COM」の文言の前の□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。

ニ 「保存場所」欄には、変更しようとする事項に係る帳簿に係る保存媒体の保存場所を記載してください。

ホ 「国税関係届出状況」欄は、国税関係帳簿を兼ねる帳簿について、電磁的記録等による保存等の変更を未だ届け出していない場合は「未」の文字を、届け出ている場合（同時に届け出る場合も含みます。）は「済」の文字をそれぞれ〇で囲むとともに、届出を行った税務署名を記載してください。

(2) 「2 変更しようとする事項及び変更の内容」欄には、変更しようとする事項及びその変更の内容を具体的に記載してください。

(3) 「3 その他参考となる事項」欄

イ 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所が福岡県以外にある場合は、その都道府県名及び事務所又は事業所の所在地を記載してください。

ロ システムの変更を行い、変更前のシステムに係る電磁的記録を書面に出力して保存をすることとした場合要件に従って変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等を行うことが困難な事情並びに書面により保存をする帳簿の種類及び残りの保存期間を記載してください。

第150号様式（第98条関係）

(第 1 紙)

移転

主たる事務所又は事業所の移転に係る
 県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書

年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿		申請者	(フリガナ) 名称 (屋号)	※整理番号	
			法人番号	(電話番号 - -)	
事 務 所 等		移 転 後 移 転 前	(フリガナ) 主たる事務所又は 事業所の所在地	(電話番号 - -)	
			(フリガナ) 主たる事務所又は 事業所の所在地	(電話番号 - -)	

福岡県税条例第113条第1項（第115条において準用する場合を含む。）（地方税法第752条第1項（第754条において準用する場合を含む。））の規定に基づく承認を受けたいので、申請します。

1 承認を受けようとする県税関係帳簿の種類、移転前の承認年月日、移転後の保存場所、国税関係承認状況等

税 目	帳簿の種類 名称・作成事務所等	承認年月日	保存方法	移転後の保存場所	国税関係 承認状況
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		税務署
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		税務署
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		税務署
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		税務署
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		税務署

※処理欄	整理簿	同時提出申請書	回 付 先
	(摘 要)		

※印の欄は、記入する必要はありません。

(第 1 紙の裏)

2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所					
都道府県名		所 在 地			
3 事務所等を移転した日					
年 月 日					
4 承認を受けようとする県税関係帳簿の作成に使用する電子計算機の概要 (条例第109条(法第748条)及び第110条第1項(法第749条第1項)関係)					
区 分	メーカー名	機 種 名	台 数	運用形態	設 置 場 所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
5 承認を受けようとする県税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要 (条例第109条(法第748条)及び第110条第1項(法第749条第1項)関係)					
区 分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備 考
	メーカー名	商 品 名 等	所有者名等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					

(第 2 紙)

6 地方税法施行規則に定める要件を満たすためにとろうとする措置

《注意事項》

- 1 条例第109条（法第748条）に係る承認（県税関係帳簿の電磁的記録による備付け及び保存の承認）及び条例第110条第1項（（第749条第1項）に係る承認（県税関係帳簿の電磁的記録による備付け及びCOMによる保存の承認）を受けようとする場合は、（1）から（6）までに掲げる事項について記載する必要があります。
- 2 条例第110条第2項（法第749条第2項）に係る承認（COMに代えて保存の承認）を受けようとする場合は、その承認が県税関係帳簿に係るものであるときは（1）から（6）までに掲げる事項について記載する必要があります。

帳簿の保存等の措置	<p>(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置（地方税法施行規則第25条第1項第1号イ関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> データを直接に訂正し又は削除することができるが、その事実及び内容が自動的に記録されるシステムを使用する。 <input type="checkbox"/> データを直接に訂正し又は削除することができないシステムを使用し、訂正又は削除は、いわゆる反対仕訳（当初データの特定に必要な情報を付加）を入力することにより行う。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 [] <p>※ 該当する場合のみ記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ただし、入力日から [] 日間に限っては、訂正又は削除の事実及び内容を残さない（内部規程でこの旨を定める）。
	<p>(2) 追加入力した事実の確認に関する措置（地方税法施行規則第25条第1項第1号ロ関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 入力データに入力年月日の情報を自動的に付加する（付加した情報を訂正し又は削除することができない）システムを使用する。 <input type="checkbox"/> 入力データに個々のデータを特定することができる情報〔<input type="checkbox"/>一連番号、<input type="checkbox"/>伝票番号、<input type="checkbox"/>その他（<input type="checkbox"/>）〕を自動的に付加する（付加した情報を訂正し又は削除することができない）システムを使用する。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 []
	<p>(3) 県税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置（地方税法施行規則第25条第1項第2号関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 〔<input type="checkbox"/>一連番号、<input type="checkbox"/>伝票番号、<input type="checkbox"/>その他（<input type="checkbox"/>）〕により県税関係帳簿間の関連性を確認することができるようにする。 [] <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 []
	<p>(4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置（地方税法施行規則第25条第1項第3号関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 次の名称の書類を備え付ける。 <ol style="list-style-type: none"> ① システムの概要を記載した書類 [] ② システムの開発に際して作成した書類 [] ③ システムの操作説明書 [] ④ 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類（又は処理委託契約書）及び電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類 []

(3/4)

(第 2 紙の裏)

(5) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置（地方税法施行規則第25条第1項第4号関係）

電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明りょうな状態で、速やかに出力することができるようにする。

上記以外の方法による。

[]

(6) 検索機能の確保に関する措置（地方税法施行規則第25条第1項第5号関係）

記録項目を検索の条件として設定することができる。

検索の条件として設定することができる記録項目	主な帳簿名
<input type="checkbox"/> 取引年月日 <input type="checkbox"/> 勘定科目 <input type="checkbox"/> 取引金額 <input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	

日付又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。

二以上の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる。

7 その他参考となる事項

添 付 書 類	1 移転前に受けていた承認に係る通知の写し又は都道府県知事若しくは当該都道府県知事により権限を委任された県税事務所長等の証明書 2 電子計算機処理システムの概要を記載した書類 3 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し） 4 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類
------------------	--

(4 / 4)

(第3紙)

「主たる事務所又は事業所の移転に係る県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書〔移転〕」の記載要領等

この申請書用紙は、他の都道府県において県税関係帳簿の電磁的記録による備付け並びに電磁的記録若しくは電子計算機出力マイクロフィルム（以下「COM」といいます。）による保存（以下「電磁的記録等による保存等」といいます。）の承認を受けている者が、福岡県にその主たる事務所若しくは事業所（以下「事務所等」といいます。）を移転した場合において、引き続き電磁的記録等による保存等を行うため、福岡県税条例第113条第1項（第115条において準用する場合を含む。）の規定に基づく県税事務所長の承認の規定に基づく承認を受けようとする場合に使用してください。

1 申請期限等

(1) 申請期限

福岡県に事務所等の移転を行った日から3月を経過する日までに県税事務所長に提出してください。

(2) 提出部数

この申請書は、1部提出してください。

2 添付書類

この申請書には、次の書類を1部添付してください。

- ① 事務所等を移転する前の事務所等所在地の都道府県知事による承認通知の写し若しくは当該都道府県知事による証明書（当該都道府県の条例により知事の権限が委任されている県税事務所長等によるものでも可）
- ② 承認を受けようとする帳簿の作成等を行う電子計算機処理システムの概要を記載した書類
- ③ 承認を受けようとする帳簿の作成等を行う電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類
- ④ 申請書の記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となる書類

(注) 1 申請者（保存義務者）が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用する場合は、②の書類を添付する必要はありません。

2 電子計算機処理を他の者に委託している場合は、③の書類に代えて、委託契約書の写しを添付してください。

3 各欄の記載要領

(1) 「1 承認を受けようとする県税関係帳簿の種類、移転前の承認年月日、移転後の保存場所、国税関係承認状況等」の各欄

イ 「帳簿の種類」欄

(イ) 「税目」欄には、承認を受けようとする帳簿の保存義務等が課せられている税目の名称を、例えば「軽油引取税」のように記載してください。

(ロ) 「名称・作成事務所等」欄には、承認を受けようとする帳簿の名称（名称により記載できない場合は、保存義務等を規定している地方税法又は福岡県税条例の条項）を次のように記載してください。この場合、事務所又は事業所ごとに帳簿を作成している場合で、一部の事務所又は事業所について承認を受けようとするときは、名称のほか、その作成事務所等が明らかとなるように記載してください。

(記載例) 1 仕訳帳、売上帳、仕入帳、総勘定元帳、売掛金元帳、買掛金元帳

2 仕訳帳（本店及び〇〇支店）、△△支店の売掛金元帳

ロ 「承認年月日」欄には、事務所等を移転する前の事務所所在地等の都道府県知事による承認を受けた年月日又は当該承認があったとみなされた年月日を記載してください。

ハ 「保存方法」欄は、電磁的記録による保存をしようとする場合は「電磁的記録」の文字を、COMによる保存をしようとする場合は「COM」の文字をそれぞれ○で囲んでください。

ニ 「移転後の保存場所」欄には、承認を受けようとする帳簿に係る保存媒体の保存場所を記載してください。

ホ 「国税関係承認状況」欄は、国税関係帳簿を兼ねる帳簿について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿の保存方法等の特例に関する法律に基づく承認を受けている場合は、承認を受けた税務署名を記入してください。

(2) 「2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所」欄には、主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所が福岡県以外にある場合にその都道府県名及び事務所又は事業所の所在地を記載してください。

なお、軽油引取税の製造等による申請の場合、記載の必要はありません。

(3) 「4 電子計算機等の概要」の各欄

イ 「区分」欄は、該当する文字を○で囲んでください。

なお、該当する区分がない場合は、かっこ内に記載してください。

ロ 「メーカー名」、「機種名」及び「台数」の各欄には、電子計算機のメーカー名、機種名及び台数をそれぞれ記載してください。

ハ 「運用形態」欄は、電子計算機処理の運用形態に応じて「自己」又は「委託」のいずれかを○で囲んでください。

ニ 「設置場所」欄には、電子計算機の設置場所を記載してください。

なお、「運用形態」欄で「委託」に○を付した場合は、委託先の名称及び所在地を記載してください。

(4) 「5 承認を受けようとする県税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要」の各欄（県税関係帳簿の電磁的記録による備付け並びに電磁的記録又はCOMによる保存の場合に記入してください。）

イ 「区分」欄は、該当する文字を○で囲んでください。

なお、該当する区分がない場合は、かっこ内に、例えば「関係法人のシステム」のように記載してください。

ロ 市販プログラムを使用する場合には、「メーカー名」及び「商品名等」の各欄に使用するプログラムのメーカー名及び商品名等をそれぞれ記載してください。

ハ 市販プログラム以外のプログラムを使用する場合には、「所有者名等」及び「プログラム言語」の各欄に使用するプログラムの所有者名等及びプログラム言語をそれぞれ記載してください。

ニ 自己が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用する場合は、「備考」欄にメーカー又は所有者等の所在地又は住所を記載してください。

(第 3 紙の裏)

(5) 「6 地方税法施行規則に定める要件を満たすためにとらうとする措置」の各欄

イ 共通の記載方法

(イ) 申請者がとらうとする措置に応じて対応する文言の□(チェック欄)にレ印を付して表示してください。

(ロ) []内は、必要に応じて該当事項を具体的に記載してください。

ロ 個別の記載方法

(イ) 「(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置」欄は、訂正又は削除の履歴を保存しない期間を内部規程等により定めている場合には、併せてその期間(日数)をかつこ内に記載してください。

(ロ) 「(2) 追加入力した事実の確認に関する措置」欄は、入力データに個々のデータを特定することができる情報を付加するシステムを使用する場合には、その特定することができる情報を選択し又は記載してください。

(ハ) 「(3) 県税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置」欄は、特定の情報により関連性を確認することができるようにしている場合には、その情報を選択し又は記載してください。

(ニ) 「(4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置」欄は、具体的な書類の名称を記載してください。この場合、自己が開発したプログラム(他の者に委託して開発したプログラムを含みます。)以外のプログラムを使用するときは、①システムの概要を記載した書類及び②システムの開発に際して作成した書類については、記載する必要はありません。

(ホ) 「(6) 検索機能の確保に関する措置」欄は、検索の条件として設定することができる記録項目及び主な帳簿書類名を記載してください。

なお、検索の条件として設定することができる記録項目が一致する場合には、同一欄にその帳簿書類名をまとめて記載してください。

第151号様式 (第99条関係)

県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認取消通知書					
申 請 者	住所又は居所 (法人の場合) 主たる事務所又は 事業所の所在地				
	氏名 (法人の場合) 代表者氏名				
承認を取り消す県税関係帳簿の種類等					
帳簿の種類		承認を受けた 年 月 日	保存方法	保存場所	申請区分
税目	名称・作成事務所等				
		年 月 日	電磁的記録 COM		帳簿・中途・移転
		年 月 日	電磁的記録 COM		帳簿・中途・移転
		年 月 日	電磁的記録 COM		帳簿・中途・移転
		年 月 日	電磁的記録 COM		帳簿・中途・移転
		年 月 日	電磁的記録 COM		帳簿・中途・移転
		年 月 日	電磁的記録 COM		帳簿・中途・移転
取り消し た理由					
<p>電磁的記録等による保存等を承認した県税関係帳簿について、 年 月 日付けをもって、上記のとおりその承認を取り消しましたので、福岡県税条例第114条第2項(地方税法第753条第2項)の規定により通知します。</p> <p>教示</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>					
				第 号 年 月 日 印	
福岡県			県税事務所長 		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。